

2020 DISCLOSURE

JAバンク福井県信連 REPORT 2020





表紙について

《一乗谷朝倉氏遺跡》

2020 年放送のNHK大河ドラマ「麒麟がくる」の主人公・明智光秀は一乗谷の朝倉氏に仕え、一時期をこの地で過ごしていたといわれています。

一乗谷朝倉氏遺跡は、103 年間にわたり、越前一国を支配した朝倉氏の城下町跡で、国の「特別史跡」、「特別名勝」、「重要文化財」の三つの指定を受けています。

春の桜や冬の雪景色など、四季折々の景色を楽しむことができます。

DISCLOSURE

JA バンク福井県信連 REPORT 2020

経営・事業運営

ごあいさつ 1

経営理念・経営方針 2

コンプライアンス態勢等について 3

JA グループについて 12

事業の概況 15

取扱業務のご案内 26

財務諸表

財務内容のご報告 31

組織

当会の概要 70

索引

索引 75

※ 本冊子は農業協同組合法第 54 条の 3 第 1 項および第 2 項に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

※ 金額等は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長
田 波 俊 明



代表理事理事長
五十川 克 美

福井県信用農業協同組合連合会は、昭和23年の創立以来、福井県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域経済・社会の繁栄に貢献する地域金融機関を目指しJAと共に歩んでまいりました。これもひとえに会員ならびに地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

さて、JAグループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、政府・地方公共団体も各種経済・金融対策を打ち出すものの、実体経済が極端に停滞しているためこれまでにない先行き不透明感を抱える状況にあります。

このような中、組合員・利用者の皆さまのご期待に沿えるよう「令和2年度JAバンク重点実践方策」を着実に遂行し取り組むとともに、新型コロナウイルスの影響を受けた組合員・利用者の皆さま方を支援すべく各種施策を実践しているところであります。

この度、当会の業務内容、活動状況等について皆さまに紹介するためディスクロージャー誌「JAバンク福井県信連 REPORT 2020」を作成いたしました。この冊子により当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和2年7月1日

経営管理委員会会長 田 波 俊 明

代表理事理事長 五十川 克 美

経営理念・経営方針

経 営 理 念

ＪＡバンク福井県信連は、協同組合精神のもと、信用事業を通じて、農業の振興と地域社会の発展に貢献します。

経 営 方 針

- ・ 「持続可能な収益性」「将来にわたる健全性」への取組みを強化する
- ・ 内部統制への継続的な取組みを実施する
- ・ 会員に対する指導力・相談力を強化する
- ・ 専門性、マネジメント能力を備えた人材を育成する
- ・ 機能集約による業務効率化を進める

中 期 経 営 計 画

＜目指すべき姿＞

○ 組合員・利用者目線による事業対応の徹底

組合員・利用者選ばれ、利用される存在であり続けるため、総合事業の強みを最大限に生かし、他業態と差別化した価値を提供します。また、農業・地域に貢献する存在であり続けるため、農業者の所得向上や満足度向上、地域の活性化に資する取組みを継続します。

＜意識すべきこと＞

○ 持続可能な経営基盤の確立・強化

人口減少等の環境が大きく変動する中であっても、ＪＡが地域に欠くことの出来ない金融機関として、永続的に発展するための基礎となる経営管理態勢の強化に向け取り組みます。

【基本目標】

「農業・地域に貢献し、利用される存在であり続ける福井県ＪＡバンク」の実現



JAバンク自己改革の理念を継承しつつ、組合員・利用者目線の徹底を図ることで、地域に密着したより一層必要とされる金融機関としての活動を継続しながら、福井県JAバンクの総力を結集し組合員・利用者満足度の更なる向上と利用者保護の徹底を果たしてまいります。

コンプライアンス態勢等について

コンプライアンス (法令等遵守) 態勢について

当会は、協同組織金融機関としての社会的責任・公共的使命の大きさを認識し、コンプライアンス（社会倫理や法令などの遵守）を経営の最重要課題のひとつとしております。

確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正な行動をとるため、当会では「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」として体系化し、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を各年度において定め、すべての役員にコンプライアンスを徹底しております。

コンプライアンス基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、社会的責任と公共的使命を全うする協同組織金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、①当会の社会的責任と公共的使命の認識、②会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供、③法令やルールの厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実、⑥職員の人権の尊重等、⑦環境問題への取組み、⑧持続可能な社会貢献活動への取組みの8項目からなる基本方針を定めます。

1 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。

2 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供ならびに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与します。

3 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行します。

4 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努め、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

6 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保します。

7 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を实践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組みます。

8 持続可能な社会貢献活動への取組み

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組みます。

苦情処理措置および紛争解決措置について

1 苦情処理措置の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会事業に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- （１）相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて当会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- （２）相談・苦情等への対応にあたっては、お客さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- （３）受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、当会内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当会事業の各担当窓口へお申し出ください。
（市外局番は、いずれも 0776 です）

監 査 部	監 査 課	27-8245	管 理 部	企 画 管 理 課	27-8230
J A バンク 統括部	金 融 支 援 課	27-8237	営 業 部	営 業 一 課	27-8239
営 業 部	営 業 二 課	27-8243	営 業 部	資 金 証 券 課	27-8241

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

相談・苦情等受付窓口

電話番号：0776-27-8234 管理部 リスク審査課
電子メール：info@ja-bank-fukui.or.jp
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- （４）一般社団法人JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、当会に対して迅速な解決を依頼します。

一般社団法人JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

2 紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

福井弁護士会 紛争解決センター 電話番号：0776-23-5255 受付時間：午前8時45分～ 午後5時15分 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	京都弁護士会 紛争解決センター 電話番号：075-231-2378 受付時間：午前9時～正午 午後1時～午後5時 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	愛知県弁護士会 紛争解決センター 電話番号：052-203-1777 受付時間：午前10時～午後4時 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）
--	---	--

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当会の相談・苦情等受付窓口または一般社団法人JAバンク相談所にお申し出ください。

なお、福井弁護士会・京都弁護士会・愛知県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

福井県信用農業協同組合連合会 相談・苦情等受付窓口 電話番号：0776-27-8234 受付時間：午前9時～午後5時 （金融機関の休業日を除く）	一般社団法人JAバンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時 （金融機関の休業日を除く）
--	---

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当会のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

利益相反管理方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を開示します。

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

（１）お客さまと当会の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏えいし、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（２）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

○農業法人等の買収において、当会が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

○グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保します。

（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法。

（２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法。

（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法。（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）

（４）その他対象取引を適切に管理するための方法。

4 利益相反管理体制

（１）当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、福井県暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

利用者保護について

利用者保護等管理方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業を利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
- 2 利用者からのご相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

情報セキュリティについて

情報セキュリティ基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他情報セキュリティに関係する諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当会は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒910-8666 福井県福井市大手3丁目2番18号
福井県信用農業協同組合連合会 管理部 リスク審査課
TEL 0776-27-8234

貸出運営等についての考え方

当会は、「クレジット基本方針」で策定した与信の基本原則に基づき、次のとおり融資業務を運営しております。

農業、農村、地域社会に寄与することを主眼とし、系統資金の地域還元・地場産業への積極的な融資を行うことで、農業基盤の安定・強化を目指した農業関連融資の拡充はもとより、地域金融機関として、種々の資金需要に応え、地域の発展に努めております。

特に農業融資では、日本政策金融公庫と連携して、「認定農業者」「集落営農組織」「農事組合法人」等を中心とした“担い手融資の推進・強化”、「青年等就農資金」による“農業参入者へのサポート”に取り組んでおります。

なお、貸出資産の健全性を確保するため、信用格付制度の整備や財務内容の実態把握等を行い、適切なリスク管理に努めております。

クレジット基本方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）の与信業務については、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、基本方針を制定し業務の遂行を行っております。

与信を行うにあたっては、以下のことを原則としております。

クレジット基本方針の原則

- 1 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や当会の諸規程を誠実に厳守し、社会的規範にもとることない、誠実かつ公平な与信を行います。
- 2 当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。
- 3 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行います。
- 4 リスク・リターンを踏まえた、適正で安定的な収益が確保できる与信を行います。
- 5 取引先と相互の成長発展に寄与する、効果的な与信を行います。
- 6 資金が固定化することのないように、流動性に配慮した与信を行います。

金融商品の勧誘方針

金融商品の勧誘方針

福井県信用農業協同組合連合会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客さまの資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

リスク管理態勢 について

経営の健全性を維持し、会員・利用者の方々に安心して当会をご利用いただくため、また、収益性とのバランスのとれたリスクコントロールを目指すため、当会はリスク管理態勢の整備を最重要課題のひとつとしております。

直面する様々なリスクに対応するため「リスクマネジメント基本方針」に基づき、管理部リスク審査課を統括部門とするリスク管理態勢を整備し、統合的なリスク管理の強化に努めております。

また、リスクマネジメントが有効に機能しているかを客観的に検証するため、業務執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施しております。

個別リスクへの対応について

【信用リスク】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化などにより貸出金などの元本・利息の回収が困難になるリスクをいいます。

当会では、貸出資産や有価証券等の健全性向上を図るため、営業関連部署から独立した審査担当部署を設置し、信用リスク全般の管理を行っております。また、「信用リスクマネジメント要項」に基づき、信用リスク量の計測や資産の自己査定を実施し、リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施し、適切な償却・引当を行い財務の健全性を図っております。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利や為替、株価などの相場変動により資産価格が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当会では、役員および関係部署職員からなる余裕金運用会議およびリスク管理委員会の中で、経済・金融見通し、資金運用方針の検討、ALM管理等を行い、金利・価格変動等のリスクコントロールに努めております。

また、「市場リスクマネジメント要項」に基づき測定した市場リスク量が、当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施しております。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、資金が固定化することにより資金の現金化が困難となり資金不足を起こす場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当会では、安定した資金繰りを行うため「流動性リスクマネジメント要項」に基づき運用・調達の状況を一元的に管理し、流動性リスクのモニタリングを実施しております。

【オペレーショナル・リスク】

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外部で発生した出来事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、どのような事象がオペレーショナル・リスクに該当するかを「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」において定義しております。主なリスクの種類と対応策については、次のとおりです。

- ・ 法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反して不適切な取引を行うこと、もしくはその他法的な原因により損失を被るリスクをいいます。当会では、法的原因により被る損失を回避するため、リーガルチェック態勢を確立し、各種取引・契約書等のリーガルチェックを実施しております。

- ・ システム・情報資産リスク

システムリスクとは、災害、機器・通信回線の故障、コンピュータシステムのダウンや誤作動などの障害発生等により損失を被るリスクをいいます。また、情報資産リスクとは会員・利用者の皆さまよりお預かりした情報資産について毀損・滅失・改ざん・漏えい・不正侵入等によるセキュリティ侵害により、信用失墜などの損失を被るリスクをいいます。

当会では、システムリスク・情報資産リスクに対する取組方針として、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」等を制定し、トラブル未然防止策や万が一セキュリティ侵害が発生した際の対応方針等を規定しております。

- ・ 事務リスク

事務リスクとは、事故や不正、日常的に行われる事務を適時適切に処理しない事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、発生した事故・事務ミスに係る再発防止策の策定や事務処理マニュアルの整備等により、事務水準の向上を図り、事務リスクの回避に努めております。

内部監査態勢

当会では、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、経営活動全般にわたる管理および各部署の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、監査結果に基づく情報の提供と改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部統制強化への取組み

内部統制とは、財務諸表の信頼性や業務の正確性、企業倫理・法令の遵守等を確保するため、各業務プロセスにおいてリスクの確実なコントロールを行うことをいいます。

当会では、「財務報告に係る内部統制基本方針」に則り、各年度において内部統制にかかる評価計画書を定め態勢整備に取り組んでおります。また、財務報告の信頼性を確保するため、内部監査部門による検証を行うとともに、その有効性を評価し、理事会・経営管理委員会に報告しております。

危機管理・事業継続計画に係る取組み

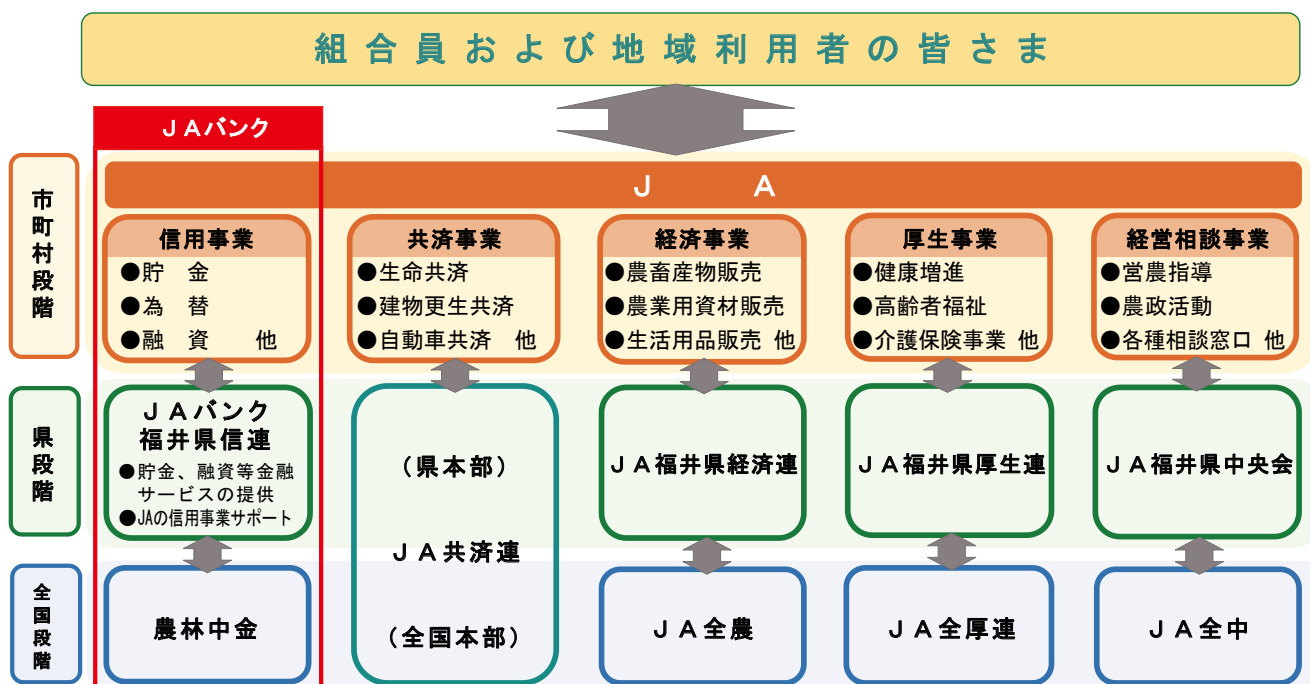
当会では、自然災害や感染症、システム障害等が発生した場合の行動計画や緊急対応、事業継続対応内容等を定めた「危機管理・事業継続計画」を策定し、安定的な金融サービスの提供を行える態勢を構築しております。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当会では役職員の同時感染を回避するためのスプリット勤務体制の導入や職員に感染者が発生した場合における代替拠点の確保、代替要員にて業務を維持できる体制を構築いたしました。

JAグループについて

JAグループの概要

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階のJA全中・農林中央金庫等で構成され、それぞれが機能を分担し、経営相談・信用・経済・共済・厚生などの事業を展開しております。当会はJAグループ、JAバンクの一員です。



福井県JAバンクについて

福井県JAバンクとは、信用事業を行っている福井県内2JA（JA福井県、JA越前たけふ）と当会を合わせた総称です。福井県JAバンクは、より身近で安心・便利な金融機関として地域の方々にご利用いただけるよう、皆さまのライフプランにあった金融サービスの提供に日々努めております。

JA福井県・JA越前たけふ

令和2年7月1日現在

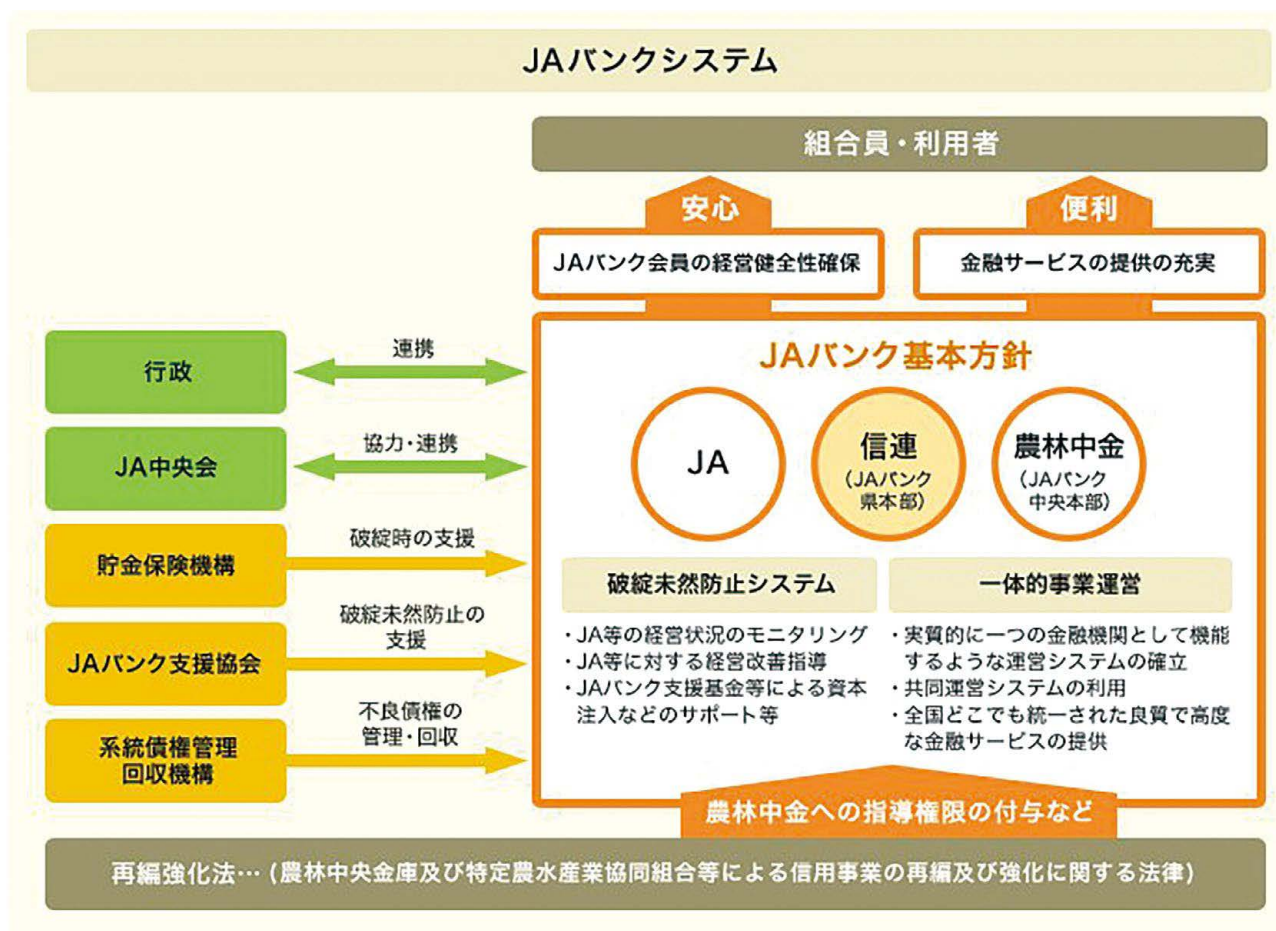
- ① 福井基幹支店
- ② 坂井基幹支店
- ③ 奥越基幹支店
- ④ 丹南基幹支店
- ⑤ 丹生基幹支店
- ⑥ 敦賀美方基幹支店
- ⑦ 若狭基幹支店



JAバンク システム について

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティー ネットのご紹介

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。



【 破綻未然防止システム 】

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

【 貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度） 】

農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

事業の概況

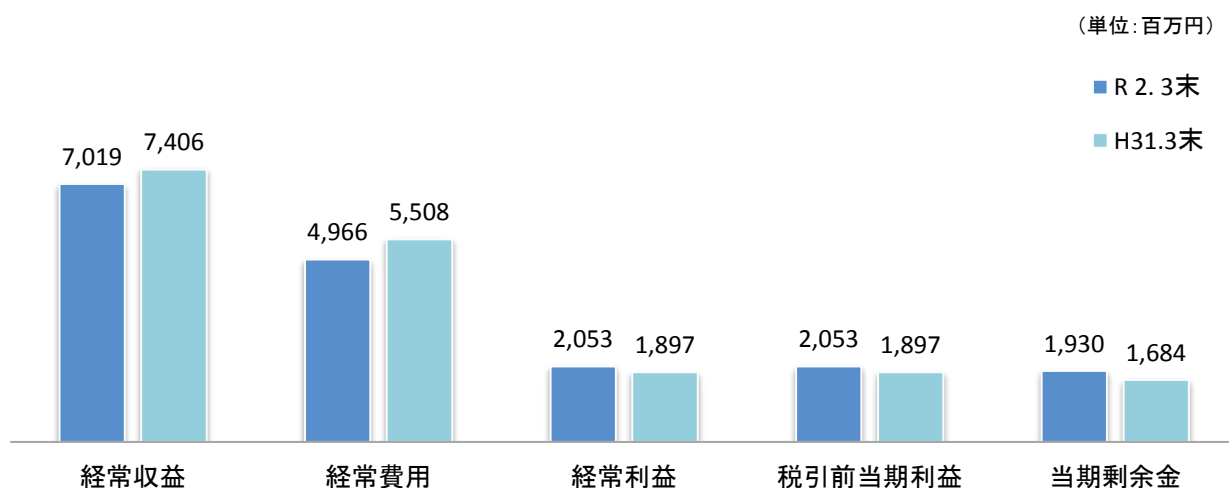
国内経済は、米中貿易摩擦が世界経済に大きな混乱を招く中、年度末に蔓延した新型コロナウイルスにより東京オリンピックも延期となるなど、実体経済が停滞し各種産業に甚大な影響を及ぼしております。

また、県下JA情勢では、JA越前たけふを除く10JAが合併し、令和2年4月にJA福井県が発足いたしました。組合員・利用者の皆さまのご期待に応え、地域に欠くことの出来ない金融機関として永続的に発展するため、「持続可能な収益性」「将来にわたる健全性」を優先・重点的なテーマとして取り組み、今まで以上に組合員・利用者のニーズにあったきめ細やかな商品・サービスを提供するべく、事業展開を行ってまいりました。

損益の状況

マイナス金利政策継続に伴い厳しい運用環境となる中、安定的な収益の確保やコスト抑制を行いつつ、会員JAへの収益還元水準の維持に努めました。

令和元年度の損益につきましては、経常収益が70億19百万円（対前期比5.22%減少）、経常費用が49億66百万円（同9.85%減少）となり、その結果、経常利益は20億53百万円（同8.20%増加）、税引前当期利益は20億53百万円（同8.20%増加）、当期剰余金は19億30百万円（同14.59%増加）となりました。



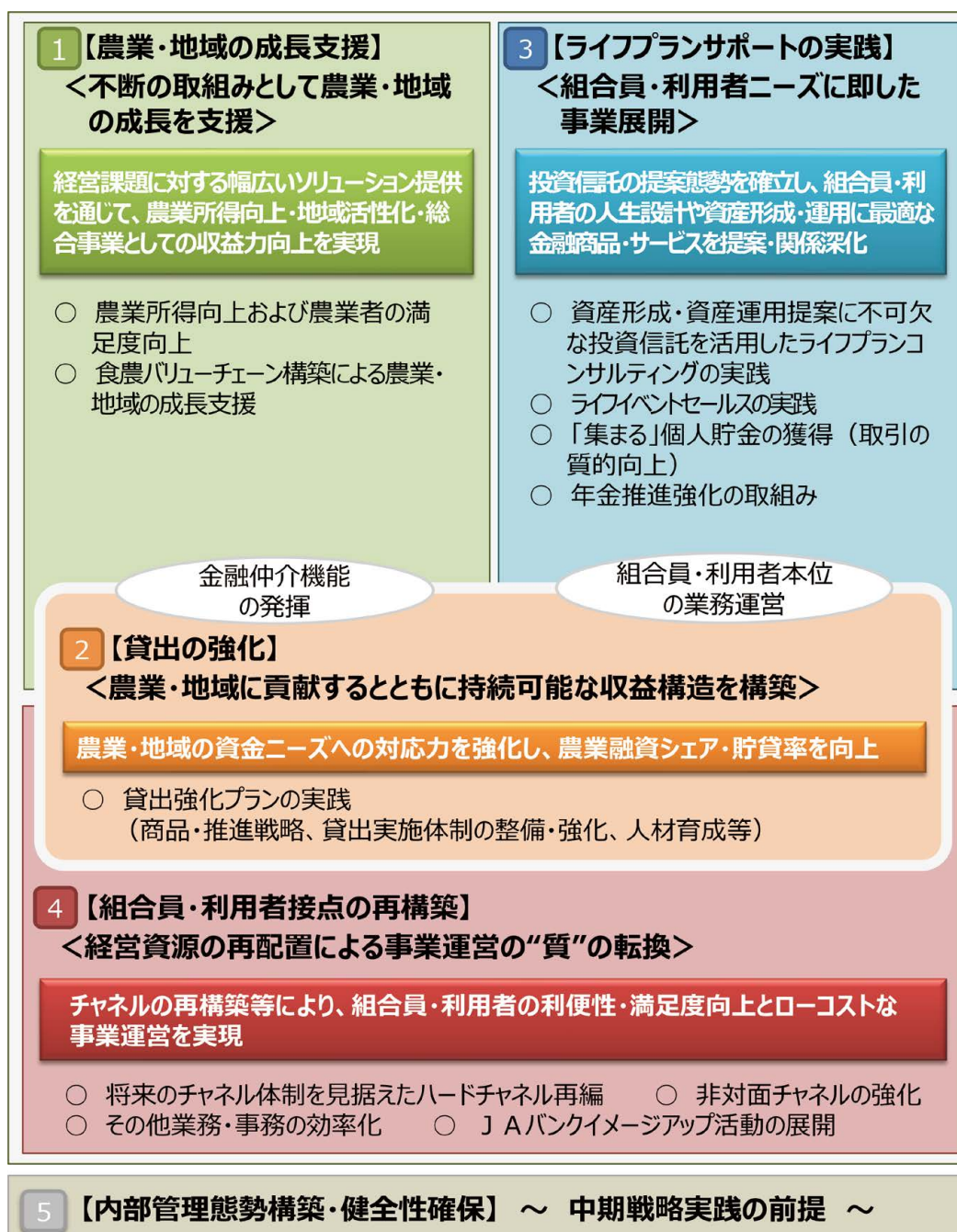
JAバンク 自己改革の 理念継承

福井県JAバンクでは、JAバンク自己改革の理念を継承し、組合員・利用者目線による事業対応の徹底を図ることで、地域に密着したより一層必要とされる金融機関としての活用を着実に進めております。

また、福井県JAバンクの総力を結集し組合員・利用者満足度のさらなる向上と利用者の保護の徹底に全力で取り組んでおります。

「農業・地域に貢献し、利用される存在であり続ける福井県JAバンク」の実現

上記実現に向け、組合員・利用者目線による事業対応の徹底および持続可能な収益構造の構築に向けた実践事項に取り組んでおります。



『「アグリネット福井」セミナー・交流会の開催』

「アグリネット福井」（当会事務局）では、会員の研鑽および親睦、経営の発展を図るため、令和元年7月19日に坂井市三国町の「農園レストランN o r a」にてセミナーを開催し、また、12月12日に福井県農業会館にて講演会・交流会を開催しました。

7月のセミナーでは講師に株式会社そうえん（新潟県）の取締役会長 下條莊市氏を招き、「ICTとGAPは農業の必須アイテム」をテーマに農業経営におけるICT活用とGAP認証取得の重要性および必要性についての研修を行いました。参加者からは、「先進的な内容のセミナーであり、自分たちの遅れを感じた。」「目指すべき目標が見つかった。」との意見もあり好評をいただきました。



また、12月の講演会では講師に株式会社ファームステッドの代表取締役 長岡淳一氏を招き、「デザインとブランディングについて」をテーマに農業経営におけるデザイン力、ブランディング力の重要性および必要性、ブランド化することのメリットなどについて講演を行いました。参加された農業者の中には、実際に長岡講師とコンサルタント契約をされる方や、今回の講演を受け、自社商品のブランド化を進める方もいらっしゃいました。

「アグリネット福井」が福井県農業の主役となるよう、引き続き会員の拡大や農業者の課題解決、会員相互の啓発・研鑽・交流の機会を広げる取組みを行ってまいります。

農業者の販路開拓に向けた取り組み

令和2年1月28日に、「JA・JFグループ 北信越商談会」を開催し、ビジネスマッチングの機会提供による、農業者の販路拡大および農業所得増大に向けた支援を行いました。

当日は、北信越地区の農業者および農産物加工会社35先がセラーとして参加し、小売業・卸売業・宿泊業等さまざまな業種のバイヤー42先に対し、商品PRおよび個別商談（商談数274件、成約数42件）を行いました。



農業応援資金の企画・販売



農業者の多様な資金ニーズに応え、地域農業の発展に貢献するため、「農業近代化資金」等の制度資金を有効に活用するとともに、福井県JAバンクオリジナル農業資金「地域農業応援資金」をお取り扱いしております。

また、「農業近代化資金」および「地域農業応援資金」につきましては、前年度に引き続き保証料助成の対象としており、併せて全国のJAバンクで展開している「JAバンク利子補給制度」を活用することにより、貸出金利について「農業近代化資金」では「当初5年間 年0%」、「地域農業応援資金」では「当初3年間 年0.2%」に統一し、農業者への更なる支援を行いました。

農業災害への資金対応・取り組み

令和元年度は、9月の豚コレラ発生による家畜の殺処分や移動、搬出制限により損失を受けた福井県内の養豚農業者の経営維持を図るため、当会は行政と連携し「家畜疾病経営維持資金」を制定し、金融面からの支援体制を整え、対応いたしました。

また、令和2年2月からは新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、現在も終息が見込まれない状況にあります。そのような中、同感染症により直接または間接的に被害を受けた農業者に対して支援をするため、「農業緊急災害対策資金」の資金使途に新型コロナウイルス感染症支援を追加し、対応しております。加えて、本資金に対して当会から利子補給を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う融資相談窓口を大型連休より設置し、随時受付対応を行っております。



福井県JAバンクでは、福井の魅力を再発見し、福井の食を応援する企画として、定期貯金に福井の食の魅力が詰まったカタログギフト（食の國ふくい）を抽選でプレゼントする商品を発売しました。

令和元年6月から8月までの3か月間を定期貯金獲得推進期間と位置づけ、「JAバンク2019 サマーキャンペーン」として発売した結果、多数のお客さまからお預入れいただき、好評をいただきました。

農業と地域利用者をつなぐ取組み

お客さまの満足度向上はもとより、直売所利用活性化（農産物消費拡大）による生産者の所得向上への取組みとして、JA直売所キャラバンを令和元年10月19日にアグリらんど喜ね舎 愛菜館で開催しました。NHK人気番組「きょうの料理」講師が来館し、直売所の食材を活用した健康レシピ紹介・試食のほか、地元生産者との交流会等を行い、お客さまに直売所の食材の魅力をPRするとともに、その様子を各種メディアで情報発信しました。



また、対象となる直売所等においてJAカードをご利用いただいたお客さまに対し、利用代金の5%をご請求時に割引く取組みを実施しています。

農業イメージアップ広報事業として、旬の情報を豊富につめこんだ無料広報誌「Diary」を発行し、県内のJAやドラッグストア等で配布しました。



貯金業務

会員ＪＡをはじめ、系統関連団体、地方公共団体等への積極的な働きかけにより資金の調達に努めました。

譲渡性貯金を含む貯金実績は、期末残高8,124億99百万円（対前年比1.76%増加）、年間平残8,103億55百万円（対前年比2.76%増加）となりました。期末残高の内訳は、定期性貯金7,688億44百万円、当座性貯金123億74百万円、譲渡性貯金312億80百万円となりました。

貸出業務

農業および地域の発展・振興に寄与するため、農業担い手組織や地元中小企業などへの融資を推進するとともに、既優良取引先に対する取引深耕・拡大と新規取引先の開拓に努めました。また、与信審査、自己査定の厳格な実施・検証および管理回収の具体的な取組みなどにより、信用リスク管理の強化に努めました。

貸出実績は、金融機関、上場企業等優良企業向け貸出が増加し、期末残高は860億34百万円（対前年比4.09%増加）となりました。年間平残は847億97百万円（対前年比6.66%増加）となりました。

受託貸出業務

ＪＡおよび関係機関と連携し日本政策金融公庫資金の推進に努めた結果、担い手農家の安定的な農業経営のための農業経営基盤強化資金（新規6件、金額1億13百万円）、青年等就農資金（新規22件、金額77百万円）、中山間地域活性化資金（新規2件、金額6億50百万円）ならびに農業競争力強化支援資金（新規1件、金額4億70百万円）等を実行したことにより、期末残高は31億22百万円（前年比+9億57百万円）となりました。

住宅金融支援機構資金については、期末残高15億25百万円（前年比+2億20百万円）となり、受託貸付金全体では、期末残高46億52百万円（前年比+11億76百万円）となりました。

為替業務

ＪＡの為替実務担当者に対する研修を実施し、為替担当者としての知識向上・育成強化に努めました。また、内国為替事務および国庫金振込事務の適正かつ厳格な処理が行われるよう研修・検査・指導を行いＪＡバンクの信頼性向上に努めました。

当会における為替業務取扱実績は、仕向処理が40千件で2,466億41百万円、被仕向処理が27千件で2,630億87百万円となりました。

余裕金運用業務

市場環境を慎重に分析しつつ、「安全性」「流動性」「収益性」に留意したうえで財務の強化と収益の確保に取り組みました。

預け金に関しては、期末残高5,482億34百万円（対前年比2.74%増加）、年間平残は5,544億38百万円（対前年比1.35%増加）となりました。

また、有価証券に関しては、期末残高が2,012億80百万円（対前年比2.47%減少）、年間平残は1,867億23百万円（対前年比1.51%増加）となりました。

業務管理態勢

ＪＡバンク基本方針に基づき、ＪＡ・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、福井県ＪＡバンクが実質的に一つの金融機関として機能するよう事業の運営を行いました。また、継続的なコンプライアンスの取組み、リスク管理の徹底、個人情報保護・内部機密情報の保護などの情報セキュリティ管理を行い、不祥事未然防止、業務の健全性の維持および適切な運営に努めました。

内部監査体制については、法制度や定款・事務規程などに照らし、業務執行態勢の妥当性、事務の正確性確保に努めました。

会員ＪＡ支援 ・指導業務

他業態との競争や新たな規制・制度の導入等により、利用者の金融機関を選定する基準は厳しくなっており、ＪＡ事業運営の健全性確保に向け、経営体質・財務基盤強化、体制整備、不祥事未然防止等に努めました。また、高度化する組合員からの相談・要望に対応できる職員の育成を目的として、業務知識の習得と現場実践力強化を意識した研修等を行いました。

地域貢献情報

当会は、福井県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することにより、ＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

【 地域密着型金融への取り組み 】

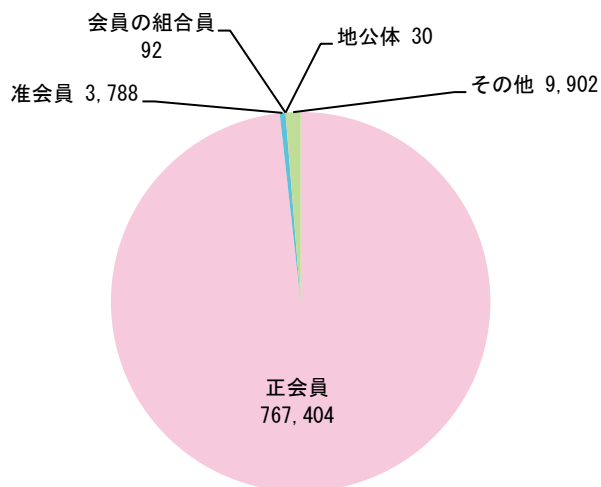
資金調達および資金供給の状況

【地域からの資金調達の状況】

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員・地域の皆さまからの大切な財産である貯金を源泉としております。

〔貯金残高の内訳〕

(単位：百万円)

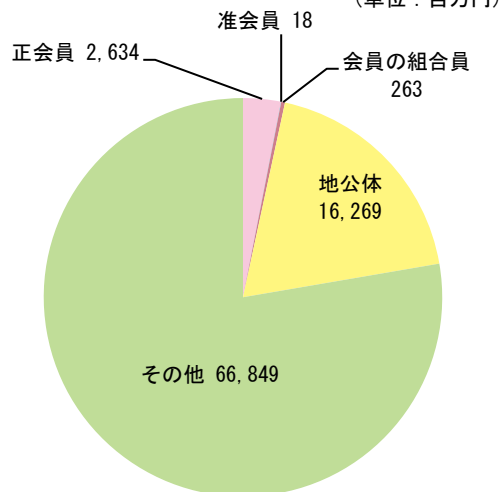


【地域への資金供給の状況】

当会では、会員ＪＡや会員の組合員の皆さまをはじめ、地方公共団体や地域経済を支える法人の皆さまに対し、幅広い融資を行っております。

〔貸出金残高の内訳〕

(単位：百万円)



(令和2年3月末現在)

農業者等の経営支援に関する取組み

当会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

1 金融円滑化に向けた取組み

当会では、金融円滑化にかかる基本的方針を制定のうえ、相談受付体制を整備し新規のご融資、お借入条件の変更等のお申込みには可能な限り柔軟に取り組んでおります。また、お客さまの経営相談に対して真摯に対応し、経営改善に向けた取組みに対して積極的な助言・支援等を行っております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動等の停滞により不安が拡がる中、農業者・一般事業者さまの状況確認、資金繰り相談、融資条件変更等について迅速かつ柔軟な対応を行っております。

<金融円滑化の実施状況>

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	令和2年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末
債務者が中小企業者である場合	104	93	78	68	56
債務者が住宅資金借入者である場合	1	1	1	1	1

金融円滑化にかかる基本的方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携を努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

個人のお客さまと保証契約を締結する場合、また、既に保証人となっている個人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、平成 30 年 2 月に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を決定し、本方針に基づき、投資信託業務を対象として取り組んでおります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1 お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2 お客さま本位のご提案と情報提供

- （１）お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- （２）お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- （３）お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【 文化的・社会的貢献に関する取組み 】

ＪＡバンクアグリサポート事業

当会は、地域密着型金融機関として、社会への貢献、農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした『ＪＡバンクアグリサポート事業』を展開しています。

食農教育実践活動では、子どもたちに「農業」の役割や重要性、自然・社会環境等と「農」のつながり等、農業に対する理解を深めていただくことを目的に、県内の小学５年生等を対象に教材本を贈呈しました。



地域行事への参画・特別協賛

若年層はもちろん、幅広い年齢層に「福井県ＪＡバンク」をアピールし、地域のメインバンクとして更なるイメージアップを図るため、福井の夏の風物詩である『ＹＯＳＡＫＯＩ イッチョライ』への特別協賛を行いました。

当日は、ＹＯＳＡＫＯＩ 参加者へのドリンクサービス、来場者へのうちわ配布を実施しました。



《 【ＪＡバンク特別賞】 朝倉無限隊 夢幻。 》

第33回 ＪＡバンク「家族を描こう」コンクール



《 受賞者のみなさん 》

未来を担う子供たちが描いた大好きな家族の生き生きとした絵を通して、地域の方々の明るい家庭づくりをお手伝いすることを目的として開催しています。

今回で33回目をむかえた当コンクールでは、175の保育園・幼稚園等から6,886点もの出品をいただきました。

入賞作品の39点は、福井県農業会館等に展示され、多くの方にご覧いただきました。

JAバンク杯 2019 U-11 福井県少年サッカー選手権大会

サッカー競技を通して、小学生の心身を鍛錬し心豊かな人間性を育むとともに、この大会の開催により福井県内小学生の親睦と交流、地域のスポーツ振興が図られる事を目的として特別協賛を行いました。

令和元年大会は県内から54チームが参加し、11月下旬から12月上旬と寒い時期にも関わらず、熱い試合が繰り上げられました。



《 【 優勝 】 大虫フットボールクラブ 》
《 【 準優勝 】 高棕サッカースポーツ少年団 》

第5回 福井県 JA バンク年金友の会 グラウンド・ゴルフ大会

グラウンド・ゴルフを通し、生涯スポーツの発展と『健康長寿ふくい』における高齢者の方々の親睦・交流および健康増進に寄与することを目的に大会を開催してきました。

第5回大会では、県内11JAより選抜された180名を超える選手が、10月とは思えないほどの暑さにも負けず元気はつらつとプレーし、JAの垣根を越えて選手同士の親睦を深めることができました。



《 競技風景 》

献血活動

令和元年8月22日に地域医療に貢献するため全共連と共催し、福井県赤十字血液センターの協力のもと献血活動を福井県農業会館1階ロビーにて行いました。

当日は、献血していただいた地域の皆さまと役職員に対して、JAバンク関連の粗品を配布しました。



《 献血活動風景 》

取扱業務のご案内

貯金業務

会員であるＪＡをはじめ、地域の皆さま、一般企業・団体の皆さまの幅広いニーズにお応えするため、各種商品をご用意し、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

【貯金商品】

商 品 の 種 類	しくみと特色	期 間	お預け入れ金額
当 座 貯 金	小切手、手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	期間の制限なし	1 円以上
普 通 貯 金	自由にお出し入れができるサイフがわりの便利な貯金です。		
普通貯金無利息型 (決 済 用)	貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		
総 合 口 座	定期貯金と普通貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的に借りることができます。受取る（給与など）・支払う（公共料金など）・貯める・借りるが一冊でできます。		
総 合 口 座 (普通貯金無利息型)	普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		
貯 蓄 貯 金	自由に引き出せる一方、残高に応じて5段階の金利が適用される貯金です。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱ができます。 ※公共料金等の自動支払いや年金等の自動受取りはご利用できません。	据置期間 7 日間	5 万円以上
通 知 貯 金	資金の短期運用等にご利用いただけます。		
スーパ－定期貯金	期間は1 か月から10年までお選びいただけます。個人のお客さまの場合、3 年から10年以内のものは半年複利で運用できます。	1 か月以上 10年以内	1 万円以上
大 口 定 期 貯 金	大口資金の高利回り運用に最適な貯金です。		1 千万円以上
期日指定定期貯金	1 年複利の有利な貯金です。1 年目以降は1 か月前までのお申込みで、自由にお引き出しできます。	最長 3 年 (据置期間 1 年)	1 万円以上 300万円未満
変動金利定期貯金	市場実勢に応じて6 か月毎にお預かり利率が変動する貯金です。個人のお客さまの場合、半年複利で運用できます。	3 年	1 万円以上
積立定期貯金 (エ ン ド レ ス 型)	積立期間や満期日を定めずに自由に積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えることができる定期貯金です。	期間の制限なし	1 千円以上
積立定期貯金 (満 期 型)	目標額に合わせて無理なく積立ができる定期貯金です。	7 か月以上	1 千円以上
定 期 積 金	毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6 か月以上 5 年以下	1 千円以上
譲 渡 性 貯 金	大口資金の高利回り運用に最適です。中途解約はできませんが、満期日前に譲渡することができます。	7 日以上 5 年以下	1 千万円以上

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

貸出業務

J A、J A 関連団体および農業法人等の農業者向けの資金はもとより、一般企業・団体向けの設備資金や運転資金など様々な用途に対応できる商品をご用意いたしております。

【農業の発展を応援する商品】

商品の種類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間および返済方法	保証および担保
アグリパワー資金	農業を営む法人および任意団体（集落営農組織等）ならびに農業者・その他一定の要件を満たしている方。	運転資金・設備資金（負債整理資金を除く）	事業費の100%以内かつ1億円以内	25年以内元金均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。

（注）制度資金として、農業近代化資金などを取扱いしております。

【事業の発展を応援する商品】

ご利用いただける方		お使いみち	ご融資金額	期間および返済方法	保証および担保
一般企業	県内に住所または事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆さま。	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期運転資金にご利用いただけます。	ご相談のうえ決定します。	ご相談のうえ決定します。	必要に応じてご相談のうえ決定します。なお、福井県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
個人事業者	県内 J A の組合員の皆さま。 （原則として組合員でない方は、J A の組合員になっていただく必要があります。）	運転資金・設備資金・その他の資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。			必要に応じてご相談のうえ決定します。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

証券窓販業務

多様化するお客さまの資金運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売および買取り等を行っております。

【国債】

種類	期間	申込単位	発行	手数料
個人向け国債	10年・5年・3年	1万円	毎月	口座管理手数料が必要となります。
新窓販国債	10年・5年・2年	5万円		

取 扱 フ ァ ン ド の 種 類

・ 農中日経225オープン ・ Oneニッポン債券オープン ・ 農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）、（年1回決算型） ・ 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）、（資産形成コース） ・ 農林中金＜パートナーズ＞おおぶねJAPAN（日本選抜） ・ 農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね ・ 農林中金＜パートナーズ＞米国株式S&P500インデックスファンド ・ 農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA日本株式 日経225 ・ 農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA米国株式 S&P500	・ JA日本債券ファンド ・ JA海外株式ファンド ・ DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース） ・ HSBC 世界資産選抜育てるコース（資産形成型） 収穫コース（予想分配金提示型） 充実生活コース（定率払出型） ・ セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド ・ セゾン資産形成の達人ファンド ・ グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）、（為替ヘッジなし） ・ グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）、（資産形成型）
---	--

代 理 業 務

政府系金融機関等の取扱い窓口として、受託貸付業務を行っております。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務を受託しております。

【 受 託 貸 付 業 務 】

金 融 機 関 等		資 金 名
(株)日本政策金融公庫	農林水産事業	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、青年等就農資金、中山間地域活性化資金、農業競争力強化支援資金、他
	国民生活事業	国の教育ローン
独立法人住宅金融支援機構	災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事融資（大規模火災発生時等必要な場合に限る）、賃貸住宅融資	

【 代 理 店 業 務 】

取 扱 業 務	業 務 内 容
小 規 模 企 業 共 済 業 務	小規模企業共済への加入申込受付および掛金の受入れ、ならびに共済金等の支払事務も行っております。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

各種サービス業務

会員であるＪＡをはじめ、地域の皆さま、一般企業・団体の皆さまの幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しております。

種 類	内 容
内 国 為 替 サービス	県内・外のＪＡはもとより、国内の金融機関への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
自 動 受 取 サービス	給料やボーナス、年金などがお客さまご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、窓口はもちろんＣＤ・ＡＴＭにより必要なときにお引き出しいただけます。
自 動 支 払 サービス	電気、電話、ＮＨＫ放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、月々のお支払いをご指定の口座（普通貯金（総合口座を含む）、当座貯金）から自動的にお支払いいたします。
定 時 振 込 サービス	家賃、地代、駐車料金、仕送り等をご指定のお振込方法により、お客さまに代わって当会が行うサービスです。お客さまの普通貯金口座等から当会にある他口座への振替はもちろん、国内の金融機関へのご送金が可能です。
福 井 ふ る さ と ネ ッ ト サ ー ビ ス	福井県内に本店を置く「すべての銀行・信用金庫・ＪＡバンク」が設置しているＣＤ・ＡＴＭで、残高照会・出金取引した場合のＡＴＭ利用手数料（残高照会・現金お引出し）は完全無料となっております。
キャッシュサービス	当会のキャッシュカードは、カードの安全性を高めたＩＣキャッシュカードを採用しており、さらに生体認証機能を付加することも可能です。 なお、国内のＭＩＣＳ提携金融機関やゆうちょ銀行、コンビニＡＴＭでもご利用いただけ、提携クレジット会社のキャッシングサービスもご利用いただけます。 さらに、当会・県内・県外ＪＡのＡＴＭで入出金取引をご利用した場合のＡＴＭ利用手数料は無料となっており、他行のＡＴＭで入出金取引をご利用した場合についても、毎月３回までＡＴＭ利用手数料をキャッシュバックしております。
クレジットカード (V I S A ・ M a s t e r C a r d)	ＪＡグループが発行する「ＪＡカード」は、三菱ＵＦＪニコスの商品性にＪＡ独自のメリットを上乗せした大変魅力的なクレジットカードです。年間12万円以上のカードショッピングご利用・電気料金または携帯電話料金のＪＡカード払いのセットのいずれかにより、翌年の年会費が無料となります。 また、「ロードサービス付ＪＡカード」をお選びいただきますと、安心便利なカーライフをお過ごしいただけます。 さらに、ＩＣキャッシュカードの機能を備えた一体型カードもお選びいただけます。
マルチペイメント ネ ッ ト ワ ー ク	銀行の窓口やコンビニなどを利用してお支払いしていた公共料金や税金、航空券、インターネットショッピング等の料金が、様々な金融機関チャネル（パソコン・携帯電話）を利用しているでもお支払いいただけます。
個 人 ネ ッ ト バ ン ク	インターネットを利用できるパソコンや携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間お気軽に利用できます。 また、県内ＪＡ間の振込手数料は無料となっております。 なお、セキュリティ対策には高度な暗号化技術（SSL 128bit）に加え、ワンタイムパスワード・リスクベース認証等の対策を講じておりますので、安心してご利用いただけます。
法 人 ネ ッ ト バ ン ク	残高照会、振込、振替はもちろん、給与振込等のデータ伝送サービスもオフィスのパソコンでご利用できます。 安心してご利用いただけるよう、電子証明書による認証や通信の暗号化はもちろん、不正送金防止に対して有効なスマートフォンによる二経路認証など、高いセキュリティの確保、維持に取り組んでおります。
で ん さ い ネ ッ ト	電子記録債権（でんさい）は、手形・振込に代わる新たな決済手段として、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることを期待されています。当会では、法人ネットバンクを通じてご利用いただけます。
Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス	口座振替のお申込みが、口座振替依頼書のご記入・お届出印なしでＪＡバンクのキャッシュカードだけで行える便利なサービスです。
Ｊ Ａ バ ン ク ア プ リ	ＪＡバンクのキャッシュカードがあれば、アプリをダウンロードしすぐに利用できます。アプリでは、口座残高や明細の照会がすぐに確認することができます。

主な手数料のご案内 (令和2年7月1日現在)

【内国為替の取扱手数料】

区 分				系統金融機関あて	系統外金融機関あて
振 込 手 数 料 (1 件 に つ き)	電 信 振 込	い い	3 万 円 未 満	330円	660円
			3 万 円 以 上	550円	880円
	法 人 ネットバ ン ク 利 用	3 万 円 未 満	110円	440円	
		3 万 円 以 上	330円	660円	
	個 人 ネットバ ン ク 利 用 ファームバ ン キン グ 利 用	3 万 円 未 満	220円	440円	
		3 万 円 以 上	330円	660円	
	A T M 利 用	3 万 円 未 満	220円	550円	
		3 万 円 以 上	330円	770円	
送 金 手 数 料 (1 件 に つ き)				440円	660円

区 分	県 内 J A あ て	県外 J A ・ 他金融機関あて	
代 金 取 立 手 数 料 (1 通 に つ き)	440円	(至急扱い)	(普通扱い)
		880円	660円

(注) 1 上記手数料は、消費税込みの金額となっております。

2 視覚障がい者等の方から窓口にて振込の依頼を受けた場合は、通常の振込手数料をA T M利用の手数料水準まで減免いたします。

【その他の諸手数料】

区 分			手 数 料	
店 内 振 込 手 数 料	窓 口 扱		3万円未満	220円
			3万円以上	440円
	A T M 利 用	県内 J A キャッシュカード [®] 顧客	無 料	
		県内 J A キャッシュカード [®] 以外の顧客	3万円未満	110円
			3万円以上	220円
	法人・個人ネットバンク ファームバンキング		無 料	
残高証明書発行手数料(継続発行)		1 通 に つ き	330円	
自己宛小切手発行手数料		1 枚 に つ き	550円	
通帳・証書再発行手数料		1 冊・1 枚 に つ き	1,100円	
キャッシュカード再発行手数料		1 枚 に つ き	1,100円	
J A ネットバンク利用手数料		1 契 約 に つ き	無 料	
法人ネットバンク 利 用 手 数 料	照会・振込サービス		1 契 約 に つ き	1,100円/月
	照会・振込サービス・ データ伝送サービス		1 契 約 に つ き	2,200円/月
国債口座管理手数料		1 口 座 に つ き	110円/月	
両 替 手 数 料	1 0 0 枚 以 下		無 料	
	1 0 1 枚 ~ 3 0 0 枚		110円	
	3 0 1 枚 ~ 1 , 0 0 0 枚		330円	
	1 , 0 0 1 枚 以 上		1,000枚毎に330円加算	
大 量 硬 貨 受 入 手 数 料		1 , 0 0 0 枚 以 上	220円 (1,000枚毎に110円加算)	

(注) 1 上記手数料は、消費税込みの金額となっております。

2 自己宛小切手発行手数料について、振り込め詐欺等特殊詐欺抑止対策のため、当会から自己宛小切手の振出を推奨した場合は、発行手数料は免除いたします。

財務内容のご報告

決算の状況

◎ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)	科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	915	620	貯金	781,218	767,326
預け金	548,234	533,584	当座貯金	8,398	6,667
系統預け金	546,403	533,564	普通貯金	3,631	4,285
系統外預け金	1,830	20	通知貯金	6	51
有価証券	201,280	206,381	別段貯金	337	22
国債	100,132	102,116	定期貯金	768,695	756,172
社債	88,236	91,496	定期積金	149	126
外国証券	8,582	8,808	譲渡性貯金	31,280	31,065
株式	981	1,172	借用金	2,100	-
受益証券	3,345	2,787	代理業務勘定	0	0
貸出金	86,034	82,653	その他負債	1,254	1,869
手形貸付	220	160	未払費用	388	370
証書貸付	55,428	53,068	その他の負債	865	1,499
当座貸越	6,405	6,406	諸引当金	1,698	1,732
金融機関貸付	23,971	22,971	相互援助積立金	1,406	1,386
割引手形	9	46	賞与引当金	25	31
その他資産	1,096	1,452	退職給付引当金	261	306
未収収益	782	805	役員退任功労引当金	6	7
その他の資産	313	646	繰延税金負債	1,399	2,211
有形固定資産	217	202	債務保証	557	375
建物	119	114			
土地	61	61	負債の部合計	819,509	804,581
その他の有形固定資産	36	26			
無形固定資産	24	32	(純資産の部)		
ソフトウェア	24	32	出資金	23,372	23,372
外部出資	37,776	37,776	資本準備金	1	1
系統出資	37,546	37,546	利益剰余金	28,413	28,032
系統外出資	219	219	利益準備金	14,970	14,620
子会社等出資	10	10	その他利益剰余金	13,443	13,412
繰延税金資産	-	-	経営基盤安定化積立金	3,000	3,000
債務保証見返	557	375	特別積立金	7,446	7,446
貸倒引当金	△ 652	△ 720	当期末処分剰余金	2,996	2,965
			(うち当期剰余金)	(1,930)	(1,684)
			会員資本合計	51,786	51,405
			その他有価証券評価差額金	4,186	6,371
			評価・換算差額等合計	4,186	6,371
			純資産の部合計	55,973	57,776
資産の部合計	875,483	862,357	負債及び純資産の部合計	875,483	862,357

◎ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)
経常	収益	7,019	7,406
資金運用	収益	5,667	6,480
貸出金利	利息	927	1,289
預け金利	利息	55	56
有価証券	利息配当金	1,643	1,668
その他受入	利息	3,040	3,465
	(うち受取奨励金)	(2,817)	(3,125)
	(うち受取特別配当金)	(223)	(339)
役務取引等	収益	35	34
受入為替	手数料	12	12
その他の受入	手数料	23	21
その他事業	収益	1,151	631
受取助成	金	5	0
国債等債券	売却益	521	426
国債等債券	償還益	-	0
その他の事業	収益	625	204
その他経常	収益	164	260
貸倒引当金	戻入益	63	-
償却債権	取立益	0	-
株式等	売却益	76	238
その他の経常	収益	24	22
経常	費用	4,966	5,508
資金調達	費用	3,716	3,904
貯金	利息	78	79
譲渡性貯金	利息	2	2
その他支払	利息	3,635	3,822
	(うち支払奨励金)	(3,633)	(3,819)
役務取引等	費用	3	3
支払為替	手数料	2	2
その他の支払	手数料	0	0
その他の役務取引等	費用	0	0
その他事業	費用	148	131
支払助成	金	128	114
金融派生商品	費用	20	17
経常	費用	986	1,017
その他経常	費用	110	451
貸倒引当金	繰入額	-	358
相互援助積立	金繰入額	19	21
株式等	売却損	44	71
株式等	償却	46	-
その他の経常	費用	0	0
経常	利益	2,053	1,897
特別	損失	0	0
固定資産	処分損	0	0
税引前	当期利益	2,053	1,897
法人税、住民税及び事業税		102	308
法人税等	調整額	20	△ 95
法人税等	合計	123	213
当期	剰余金	1,930	1,684
当期	首繰越剰余金	1,066	1,280
当期	未処分剰余金	2,996	2,965

財務諸表

財務内容のご報告

◎ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,053	1,897
減価償却費	43	36
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 67	298
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 45	31
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	11	25
資金運用収益	△ 5,667	△ 6,480
資金調達費用	3,716	3,904
有価証券関係損益 (△は益)	100	21
固定資産処分損益 (△は益)	0	0
貸出金の純増 (△) 減	△ 3,381	△ 9,848
預け金の純増 (△) 減	△ 11,500	△ 21,500
貯金の純増減 (△)	14,107	36,107
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	2,100	-
コールローン等の純増 (△) 減	-	2
事業分量配当金の支払額	△ 1,315	△ 1,293
その他	△ 308	1,215
資金運用による収入	5,691	6,280
資金調達による支出	△ 3,717	△ 3,913
小計	1,820	6,785
法人税等の支払額	△ 318	△ 246
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,502	6,539
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 46,307	△ 51,188
有価証券の売却による収入	33,018	23,773
有価証券の償還による収入	15,515	13,697
固定資産の取得による支出	△ 50	△ 7
外部出資による支出	-	△ 6,909
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,175	△ 20,634
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 233	△ 233
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 233	△ 233
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増減額	3,444	△ 14,328
6 現金及び現金同等物の期首残高	31,690	46,018
7 現金及び現金同等物の当期末残高	35,134	31,690

◎ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	平成 30 年度
1 当期末処分剰余金	2,996	2,965
2 剰余金処分類	1,866	1,899
(1) 利益準備金	390	350
(2) 出資配当金	233	233
(普通出資に対する配当金)	(233)	(233)
(3) 事業分量配当金	1,243	1,315
3 次期繰越剰余金	1,130	1,066

(注) 1 出資金の配当率 年 1.000%

2 事業分量配当の分配基準は次のとおりです。

- ・ 令和元年度 定期貯金ネット平均残高に対し年 0.165%
- ・ 平成 30 年度 定期貯金ネット平均残高に対し年 0.180%

令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)								
1 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・関係法人等株式・・原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 時価のあるもの・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの ・・原価法（売却原価は移動平均法により算定） なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>主な耐用年数は15年～50年であります。</td></tr> <tr> <td>建物以外</td><td>主な耐用年数は4年～45年であります。</td></tr> </table> (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (5) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値または累積平均値に基づき損失率を求め算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 相互援助積立金 相互援助積立金は、JAバンクの持続的・安定的経営に資するため、「福井県JAバンク支援制度要領」等に基づき、所要額を計上しております。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤ 役員退任功労引当金 役員退任功労引当金は、役員の退任功労金の支払に備えるため、「役員退任功労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (6) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。	建 物	主な耐用年数は15年～50年であります。	建物以外	主な耐用年数は4年～45年であります。	1 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・満期保有目的の債券・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・関係法人等株式・・原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 時価のあるもの・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの ・・原価法（売却原価は移動平均法により算定） なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>主な耐用年数は15年～39年であります。</td></tr> <tr> <td>建物以外</td><td>主な耐用年数は4年～20年であります。</td></tr> </table> (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (5) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 相互援助積立金 相互援助積立金は、「福井県JAバンク支援制度要領」等に基づき、所要額を計上しております。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤ 役員退任功労引当金 役員退任功労引当金は、役員の退任功労金の支払に備えるため、「役員退任功労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (6) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。 (追加情報) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当年度から適用しています。	建 物	主な耐用年数は15年～39年であります。	建物以外	主な耐用年数は4年～20年であります。
建 物	主な耐用年数は15年～50年であります。								
建物以外	主な耐用年数は4年～45年であります。								
建 物	主な耐用年数は15年～39年であります。								
建物以外	主な耐用年数は4年～20年であります。								

令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)				平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)			
2 貸借対照表に関する事項				2 貸借対照表に関する事項			
(1) 有形固定資産の減価償却累計額は914百万円であります。				(1) 有形固定資産の減価償却累計額は900百万円であります。			
(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は106百万円であります。				(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は106百万円であります。			
(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。				(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。			
オペレーティング・リース	1年以内 2百万円	1年超 2百万円	合 計 5百万円	オペレーティング・リース	1年以内 3百万円	1年超 5百万円	合 計 9百万円
(4) 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金11百万円を差し入れております。				(4) 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金11百万円を差し入れております。			
(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は18百万円であります。				(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は37百万円であります。			
(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は412百万円であります。				(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は585百万円であります。			
(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は3百万円であります。				(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。			
(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。				(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。			
(9) 貸出金のうち、破綻先債権額は14百万円、延滞債権額は495百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。				(9) 貸出金のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は484百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。			
(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。				(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。			
(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。				(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。			
(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は510百万円であります。 なお、（9）と（12）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。				(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は504百万円であります。 なお、（9）と（12）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。			
(13) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9百万円であります。				(13) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は46百万円であります。			
(14) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は24,602百万円であります。				(14) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は23,236百万円であります。			
(15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金14,671百万円が含まれております。				(15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金14,671百万円が含まれております。			
3 損益計算書に関する事項				3 損益計算書に関する事項			
(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円			(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円		
うち事業取引高	1百万円			うち事業取引高	1百万円		
うち事業取引以外の取引高	-百万円			うち事業取引以外の取引高	-百万円		
(2) 子会社等との取引による費用総額	38百万円			(2) 子会社等との取引による費用総額	68百万円		
うち事業取引高	38百万円			うち事業取引高	68百万円		
うち事業取引以外の取引高	-百万円			うち事業取引以外の取引高	-百万円		
(3) すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、債権売却および償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は4百万円であります。				(3) すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、債権売却および償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は59百万円であります。			

令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)
4 金融商品に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、福井県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や社債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、営業部のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部およびリスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会では、リスクマネジメント基本方針および市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。 また、ＡＬＭにより、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会と協議を行っております。 (b) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会および理事会において定期的に報告されております。 (c) 市場リスクに係る定量的情報 （トレーディング目的以外の金融商品） 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,634百万円減少するものと把握しております。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。 ○ 流動性リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクマネジメント要項に基づき、リスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。	4 金融商品に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、福井県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、営業部のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部およびリスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会では、リスクマネジメント基本方針および市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。 また、ＡＬＭにより、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会と協議を行っております。 (b) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会および理事会において定期的に報告されております。 (c) 市場リスクに係る定量的情報 （トレーディング目的以外の金融商品） 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が386百万円減少するものと把握しております。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。 ○ 流動性リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクマネジメント要項に基づき、リスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

令和元年度
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	548,234	548,253	19
有価証券			
その他有価証券	201,280	201,280	-
貸出金	86,034		
貸倒引当金	△ 652		
貸倒引当金控除後	85,381	87,374	1,992
資産計	834,896	836,908	2,012
貯金	781,218	781,254	36
借入金	2,100	2,100	-
負債計	783,318	783,354	36

(注)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	37,776百万円
合計	37,776百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	548,234百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	18,495	5,900	21,846	21,394	10,600	108,834
貸出金	12,179	13,512	6,862	3,640	6,460	43,363
合計	578,909	19,412	28,708	25,034	17,060	152,197

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)19百万円については「1年以内」に含めております。

また、期限のない劣後特約付貸出金11,971百万円については「5年超」に含めております。

2 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等14百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

平成30年度
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	533,584	533,634	49
有価証券			
満期保有目的の債券	3,000	3,004	4
その他有価証券	203,381	203,381	-
貸出金	82,653		
貸倒引当金	△ 720		
貸倒引当金控除後	81,932	84,044	2,111
資産計	821,897	824,063	2,165
貯金	798,391	798,422	31
負債計	798,391	798,422	31

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金31,065百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	37,776百万円
合計	37,776百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	533,584百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,000
その他有価証券のうち満期があるもの	10,700	18,497	6,300	22,420	22,504	105,817
貸出金	12,085	3,634	12,909	6,394	2,453	45,155
合計	556,369	22,132	19,209	28,814	24,957	153,972

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)32百万円については「1年以内」に含めております。

また、期限のない劣後特約付貸出金11,971百万円については「5年超」に含めております。

2 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等21百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)							平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)						
⑤ 借入金および有利負債の決算日後の返済予定額							⑤ 有利負債の決算日後の返済予定額						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	781,103百万円	50百万円	41百万円	10百万円	13百万円	-百万円	貯金	767,164百万円	122百万円	18百万円	12百万円	8百万円	-百万円
譲渡性貯金	31,280	-	-	-	-	-	譲渡性貯金	31,065	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	2,100	-	-	合計	798,229	122	18	12	8	-
合計	812,383	50	41	2,110	13	-	(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。						
(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。													
5 有価証券に関する事項							5 有価証券に関する事項						
(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。							(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。						
① その他有価証券							これらには、有価証券のほか、「受益証券」が含まれております。以下(3)まで同様であります。						
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。							① 満期保有目的の債券						
							満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。						
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額				種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	892百万円	364百万円	528百万円			時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-百万円	-百万円	-百万円		
	債券						表計上額を超えるもの	社債	2,500	2,504	4		
	国債	96,439	91,576	4,863			外国証券	-	-	-			
	社債	59,968	58,815	1,152			小計	2,500	2,504	4			
	外国証券	3,314	3,302	11			時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-		
	その他	649	500	149			表計上額を超えるもの	社債	500	499	0		
	小計	161,264	154,559	6,705			ないもの	外国証券	-	-	-		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	89	89	0			小計	500	499	0			
	債券						合計	3,000	3,004	4			
	国債	3,692	3,716	△ 23			② その他有価証券						
	社債	28,268	28,509	△ 241			その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。						
	外国証券	5,268	5,500	△ 231				種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額		
	その他	2,696	3,124	△ 428			貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	976百万円	367百万円	609百万円		
	小計	40,015	40,940	△ 925				債券					
	合計	201,280	195,499	5,780				国債	102,116	95,593	6,523		
(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,593百万円を差し引いた金額4,186百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。								社債	82,698	80,922	1,775		
有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とする								外国証券	5,330	5,303	27		
とともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。								その他	438	400	38		
当年度における減損処理額は、46百万円(うち、株式46百万円)であります。								小計	191,561	182,586	8,974		
なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。							貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	195	245	△ 50		
								債券					
								国債	-	-	-		
								社債	5,797	5,803	△ 5		
								外国証券	3,478	3,500	△ 21		
								その他	2,348	2,448	△ 99		
								小計	11,819	11,997	△ 177		
								合計	203,381	194,584	8,797		
							(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,426百万円を差し引いた金額3,371百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。						
(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。							(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。						
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。							(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。						
	売却額	売却益	売却損					売却額	売却益	売却損			
株式	106百万円	2百万円	44百万円				株式	485百万円	88百万円	-百万円			
債券	17,803	521	-				債券	8,929	426	-			
その他	14,864	73	-				その他	14,584	149	71			
合計	32,773	597	44				合計	23,998	665	71			

令和元年度 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)	平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)																																																																																																																																																														
6 退職給付に関する事項 (1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>306百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>52百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 86百万円</td></tr><tr><td>制度への拠出額</td><td>△ 11百万円</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>261百万円</td></tr></table> b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 <table><tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td>743百万円</td></tr><tr><td>年金資産</td><td>△ 482百万円</td></tr><tr><td></td><td>261百万円</td></tr><tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>-百万円</td></tr><tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>261百万円</td></tr></table> 退職給付引当金 261百万円 前払年金費用 -百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 261百万円 c 退職給付に関連する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>52百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっております。 また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、76百万円となっております。 7 税効果会計に関する事項 (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>100百万円</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>退職給付超過額</td><td>72百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金</td><td>388百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>20百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>減価償却超過額</td><td>14百万円</td></tr><tr><td>役員退任功勞引当金繰入</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>支払奨励金損金不算入額</td><td>91百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産 小計</td><td>709百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 515百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>193百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 1,593百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△ 1,593百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額(A) + (B)</td><td>△ 1,399百万円</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率</td><td>27.66%</td></tr><tr><td>(調整)</td><td></td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.10%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 4.35%</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 16.74%</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△ 0.90%</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.22%</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税率の負担率</td><td>5.99%</td></tr></table> 8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。	期首における退職給付引当金	306百万円	退職給付費用	52百万円	退職給付の支払額	△ 86百万円	制度への拠出額	△ 11百万円	期末における退職給付引当金	261百万円	積立型制度の退職給付債務	743百万円	年金資産	△ 482百万円		261百万円	非積立型制度の退職給付債務	-百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261百万円	簡便法で計算した退職給付費用	52百万円	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	100百万円	賞与引当金超過額	6百万円	退職給付超過額	72百万円	相互援助積立金	388百万円	有価証券有税償却額	20百万円	未払事業税	6百万円	減価償却超過額	14百万円	役員退任功勞引当金繰入	1百万円	支払奨励金損金不算入額	91百万円	その他	5百万円	繰延税金資産 小計	709百万円	評価性引当額	△ 515百万円	繰延税金資産合計(A)	193百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 1,593百万円	繰延税金負債合計(B)	△ 1,593百万円	繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 1,399百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.35%	事業分量配当金	△ 16.74%	評価性引当額の増減	△ 0.90%	その他	0.22%	税効果会計適用後の法人税率の負担率	5.99%	6 退職給付に関する事項 (1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>275百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>47百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 3百万円</td></tr><tr><td>制度への拠出額</td><td>△ 12百万円</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>306百万円</td></tr></table> b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 <table><tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td>803百万円</td></tr><tr><td>年金資産</td><td>△ 496百万円</td></tr><tr><td></td><td>306百万円</td></tr><tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>-百万円</td></tr><tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>306百万円</td></tr></table> 退職給付引当金 306百万円 前払年金費用 -百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 306百万円 c 退職給付に関連する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>47百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっております。 また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、80百万円となっております。 7 税効果会計に関する事項 (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>120百万円</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>8百万円</td></tr><tr><td>退職給付超過額</td><td>84百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金</td><td>383百万円</td></tr><tr><td>貸出金有税償却額</td><td>17百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>8百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>18百万円</td></tr><tr><td>減価償却超過額</td><td>14百万円</td></tr><tr><td>役員退任功勞引当金繰入</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>支払奨励金損金不算入額</td><td>83百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産 小計</td><td>748百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 533百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>214百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 2,426百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△ 2,426百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額(A) + (B)</td><td>△ 2,211百万円</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率</td><td>27.66%</td></tr><tr><td>(調整)</td><td></td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.15%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 1.64%</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 19.17%</td></tr><tr><td>住民税均等割額</td><td>0.23%</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>3.98%</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.02%</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税率の負担率</td><td>11.23%</td></tr></table> 8 持分法損益等に関する事項 <table><tr><td>関連法人等に対する投資の金額</td><td>10百万円</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資の金額</td><td>355百万円</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td><td>1百万円</td></tr></table> 9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。	期首における退職給付引当金	275百万円	退職給付費用	47百万円	退職給付の支払額	△ 3百万円	制度への拠出額	△ 12百万円	期末における退職給付引当金	306百万円	積立型制度の退職給付債務	803百万円	年金資産	△ 496百万円		306百万円	非積立型制度の退職給付債務	-百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	306百万円	簡便法で計算した退職給付費用	47百万円	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	120百万円	賞与引当金超過額	8百万円	退職給付超過額	84百万円	相互援助積立金	383百万円	貸出金有税償却額	17百万円	有価証券有税償却額	8百万円	未払事業税	18百万円	減価償却超過額	14百万円	役員退任功勞引当金繰入	1百万円	支払奨励金損金不算入額	83百万円	その他	6百万円	繰延税金資産 小計	748百万円	評価性引当額	△ 533百万円	繰延税金資産合計(A)	214百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 2,426百万円	繰延税金負債合計(B)	△ 2,426百万円	繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 2,211百万円	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.64%	事業分量配当金	△ 19.17%	住民税均等割額	0.23%	評価性引当額の増減	3.98%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税率の負担率	11.23%	関連法人等に対する投資の金額	10百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	355百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額	1百万円
期首における退職給付引当金	306百万円																																																																																																																																																														
退職給付費用	52百万円																																																																																																																																																														
退職給付の支払額	△ 86百万円																																																																																																																																																														
制度への拠出額	△ 11百万円																																																																																																																																																														
期末における退職給付引当金	261百万円																																																																																																																																																														
積立型制度の退職給付債務	743百万円																																																																																																																																																														
年金資産	△ 482百万円																																																																																																																																																														
	261百万円																																																																																																																																																														
非積立型制度の退職給付債務	-百万円																																																																																																																																																														
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261百万円																																																																																																																																																														
簡便法で計算した退職給付費用	52百万円																																																																																																																																																														
繰延税金資産																																																																																																																																																															
貸倒引当金超過額	100百万円																																																																																																																																																														
賞与引当金超過額	6百万円																																																																																																																																																														
退職給付超過額	72百万円																																																																																																																																																														
相互援助積立金	388百万円																																																																																																																																																														
有価証券有税償却額	20百万円																																																																																																																																																														
未払事業税	6百万円																																																																																																																																																														
減価償却超過額	14百万円																																																																																																																																																														
役員退任功勞引当金繰入	1百万円																																																																																																																																																														
支払奨励金損金不算入額	91百万円																																																																																																																																																														
その他	5百万円																																																																																																																																																														
繰延税金資産 小計	709百万円																																																																																																																																																														
評価性引当額	△ 515百万円																																																																																																																																																														
繰延税金資産合計(A)	193百万円																																																																																																																																																														
繰延税金負債																																																																																																																																																															
その他有価証券評価差額金	△ 1,593百万円																																																																																																																																																														
繰延税金負債合計(B)	△ 1,593百万円																																																																																																																																																														
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 1,399百万円																																																																																																																																																														
法定実効税率	27.66%																																																																																																																																																														
(調整)																																																																																																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%																																																																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.35%																																																																																																																																																														
事業分量配当金	△ 16.74%																																																																																																																																																														
評価性引当額の増減	△ 0.90%																																																																																																																																																														
その他	0.22%																																																																																																																																																														
税効果会計適用後の法人税率の負担率	5.99%																																																																																																																																																														
期首における退職給付引当金	275百万円																																																																																																																																																														
退職給付費用	47百万円																																																																																																																																																														
退職給付の支払額	△ 3百万円																																																																																																																																																														
制度への拠出額	△ 12百万円																																																																																																																																																														
期末における退職給付引当金	306百万円																																																																																																																																																														
積立型制度の退職給付債務	803百万円																																																																																																																																																														
年金資産	△ 496百万円																																																																																																																																																														
	306百万円																																																																																																																																																														
非積立型制度の退職給付債務	-百万円																																																																																																																																																														
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	306百万円																																																																																																																																																														
簡便法で計算した退職給付費用	47百万円																																																																																																																																																														
繰延税金資産																																																																																																																																																															
貸倒引当金超過額	120百万円																																																																																																																																																														
賞与引当金超過額	8百万円																																																																																																																																																														
退職給付超過額	84百万円																																																																																																																																																														
相互援助積立金	383百万円																																																																																																																																																														
貸出金有税償却額	17百万円																																																																																																																																																														
有価証券有税償却額	8百万円																																																																																																																																																														
未払事業税	18百万円																																																																																																																																																														
減価償却超過額	14百万円																																																																																																																																																														
役員退任功勞引当金繰入	1百万円																																																																																																																																																														
支払奨励金損金不算入額	83百万円																																																																																																																																																														
その他	6百万円																																																																																																																																																														
繰延税金資産 小計	748百万円																																																																																																																																																														
評価性引当額	△ 533百万円																																																																																																																																																														
繰延税金資産合計(A)	214百万円																																																																																																																																																														
繰延税金負債																																																																																																																																																															
その他有価証券評価差額金	△ 2,426百万円																																																																																																																																																														
繰延税金負債合計(B)	△ 2,426百万円																																																																																																																																																														
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 2,211百万円																																																																																																																																																														
法定実効税率	27.66%																																																																																																																																																														
(調整)																																																																																																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%																																																																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.64%																																																																																																																																																														
事業分量配当金	△ 19.17%																																																																																																																																																														
住民税均等割額	0.23%																																																																																																																																																														
評価性引当額の増減	3.98%																																																																																																																																																														
その他	0.02%																																																																																																																																																														
税効果会計適用後の法人税率の負担率	11.23%																																																																																																																																																														
関連法人等に対する投資の金額	10百万円																																																																																																																																																														
持分法を適用した場合の投資の金額	355百万円																																																																																																																																																														
持分法を適用した場合の投資利益の金額	1百万円																																																																																																																																																														

確 認 書

- 1 私は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
 - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 2 年 6 月 25 日

福井県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 五十川 克美

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

◎ 会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

◎ 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
経 常 収 益	7,019	7,406	6,946	7,222	7,156
経 常 利 益	2,053	1,897	2,327	2,620	2,831
当 期 剰 余 金	1,930	1,684	2,035	2,260	2,497
出 資 金	23,372	23,372	23,372	23,372	17,022
(出 資 口 数)	(2,337,247)	(2,337,247)	(2,337,247)	(2,337,247)	(1,702,258)
純 資 産 額	55,973	57,776	57,612	56,845	54,074
総 資 産 額	875,483	862,357	824,984	792,099	751,117
貯 金 等 残 高	812,499	798,391	762,283	725,725	688,116
貸 出 金 残 高	86,034	82,653	72,804	68,397	66,957
有 価 証 券 残 高	201,280	206,381	193,237	187,437	195,499
剰 余 金 配 当 金 額	1,476	1,549	1,527	1,337	1,405
普 通 出 資 配 当 額	233	233	233	201	170
事 業 分 量 配 当 額	1,243	1,315	1,293	1,135	1,235
職 員 数	66	75	75	71	72
単 体 自 己 資 本 比 率	14.44	15.00	17.26	17.71	18.84

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

◎ 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	平成 30 年度	増 減
資 金 運 用 収 支 (A)	1,951	2,576	△ 625
役 務 取 引 等 収 支 (B)	31	30	1
そ の 他 事 業 収 支 (C)	1,002	499	502
事 業 粗 利 益 (A) + (B) + (C)	2,986	3,106	△ 120
事 業 粗 利 益 率	0.36	0.38	△ 0.02

(注) 1 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3 その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支

5 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

◎ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			平成 30 年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	825,958	5,667	0.69	810,453	6,480	0.80
うち 預 け 金	554,438	3,096	0.56	547,011	3,521	0.64
うち 有 価 証 券	186,723	1,643	0.88	183,941	1,668	0.91
うち 貸 出 金	84,797	927	1.09	79,500	1,289	1.62
資 金 調 達 勘 定	810,861	3,716	0.46	788,766	3,904	0.49
うち 貯 金・定 積	779,675	3,711	0.48	758,407	3,898	0.51
うち 譲 渡 性 貯 金	30,679	2	0.01	30,137	2	0.01
うち 借 用 金	334	-	-	-	-	-
総 資 金 利 ざ や			0.11			0.18

(注) 1 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率

資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100

2 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

◎ 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	平成 30 年度増減額
受 取 利 息	△ 812	397
うち 預 け 金	△ 425	358
うち 有 価 証 券	△ 25	33
うち 貸 出 金	△ 361	5
支 払 利 息	△ 187	479
うち 貯 金・定 積	△ 187	478
うち 譲 渡 性 貯 金	0	0
うち 借 用 金	-	-
差 引	△ 625	△ 82

(注) 1 増減額は前年度対比です。

2 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

業務に関する指標

◎ 貯金に関する指標

1 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		平成 30 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流 動 性 貯 金	11,880	1.5	11,866	1.5	14
定 期 性 貯 金	767,718	94.7	746,465	94.7	21,252
そ の 他 の 貯 金	75	0.0	74	0.0	1
小 計	779,675	96.2	758,407	96.2	21,268
譲 渡 性 貯 金	30,679	3.8	30,137	3.8	541
合 計	810,355	100.0	788,544	100.0	21,810

(注) 1 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		平成 30 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定 期 貯 金	768,695	100.0	756,172	100.0	12,522
う ち 固 定 金 利	768,694	100.0	756,172	100.0	12,522
う ち 変 動 金 利	0	0	0	0	-

(注) 1 固定金利 = 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2 変動金利 = 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

◎ 貸出金等に関する指標

1 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成 30 年度	増 減
手 形 貸 付	176	155	20
証 書 貸 付	54,021	50,710	3,310
当 座 貸 越	7,168	7,174	△ 6
金 融 機 関 貸 付	23,421	21,443	1,977
割 引 手 形	9	14	△ 5
合 計	84,797	79,500	5,296

2 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		平成 30 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固 定 金 利	60,280	70.1	58,520	70.8	1,759
変 動 金 利	25,754	29.9	24,132	29.2	1,621
合 計	86,034	100.0	82,653	100.0	3,381

3 貸出金および債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		平成 30 年度		増 減	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
貯金・定期積金等	599	－	707	－	△ 107	－
有 価 証 券	－	－	－	－	－	－
動 産	－	－	－	－	－	－
不 動 産	1,612	119	1,733	133	△ 120	△ 13
そ の 他 担 保 物	586	－	686	－	△ 99	－
小 計	2,798	119	3,126	133	△ 328	△ 13
農業信用基金協会保証	76	－	106	－	△ 30	－
そ の 他 保 証	6,307	250	5,217	28	1,089	222
小 計	6,383	250	5,324	28	1,059	222
信 用	76,852	186	74,202	213	2,649	△ 26
合 計	86,034	557	82,653	375	3,381	181

4 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		平成 30 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設 備 資 金	4,666	5.4	4,387	5.3	278
運 転 資 金	81,368	94.6	78,266	94.7	3,102
合 計	86,034	100.0	82,653	100.0	3,381

5 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 業	-	-	-	-	-
林 業	50	0.1	20	0.0	30
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	4,544	5.3	2,817	3.4	1,727
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	881	1.0	847	1.0	34
電気・ガス・熱供給・水道業	21,765	25.3	20,855	25.2	910
運 輸 ・ 通 信 業	1,543	1.8	1,358	1.6	185
卸売・小売・飲食業	2,278	2.6	2,339	2.8	△ 60
金 融 ・ 保 険 業	28,771	33.4	27,471	33.2	1,300
不 動 産 業	2,879	3.3	3,031	3.7	△ 152
サ ー ビ ス 業	6,885	8.0	7,557	9.1	△ 672
地 方 公 共 団 体	16,269	18.9	16,157	19.5	111
そ の 他	166	0.2	197	0.2	△ 31
合 計	86,034	100.0	82,653	100.0	3,381

6 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
農 業	-	-	-
穀 作	-	-	-
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	2,634	3,515	△ 880
合 計	2,634	3,515	△ 880

(注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の「5 貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	2,634	3,515	△ 880
農 業 制 度 資 金	-	-	-
農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	2,634	3,515	△ 880

(注) 1 プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3 その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	3,122	2,164	957
合 計	3,122	2,164	957

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)等にかかる資金をいいます。

7 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	14	19	△ 4
延 滞 債 権 額	495	484	11
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	-	-	-
合 計	510	504	6

(注) 1 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

8 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和元年度					平成30年度				
	債権額	保 全 額				債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	45	27	2	16	45	57	35	2	19	57
危険債権	464	36	-	428	464	446	-	15	430	446
要管理債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	510	64	2	444	510	504	35	18	450	504
正 常 債 権	86,181					82,621				
合 計	86,691					83,125				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3 要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					平成30年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	270	208	-	270	208	239	270	-	239	270
個別貸倒引当金	450	444	4	446	444	182	450	59	122	450
合 計	720	652	4	716	652	422	720	59	362	720

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成30年度
貸 出 金 償 却 額	4	4

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺した金額を含めて表示しています。

◎ 有価証券に関する指標

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成 30 年度	増 減
国 債	86,717	89,882	△ 3,164
地 方 債	-	-	-
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	88,049	86,263	1,785
株 式	576	544	31
外 国 証 券	8,820	4,886	3,934
受 益 証 券	2,560	2,365	195
合 計	186,723	183,941	2,782

2 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和元年度								
国 債	4,548	15,432	6,442	12,158	25,862	35,688	-	100,132
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	12,448	12,725	20,957	5,108	7,538	29,457	-	88,236
株 式	-	-	-	-	-	-	981	981
外 国 証 券	1,508	-	5,191	-	1,883	-	-	8,582
受 益 証 券	95	146	89	-	834	-	2,180	3,345
平成30年度								
国 債	1,416	8,327	16,171	4,603	30,063	41,534	-	102,116
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	9,364	15,337	26,205	9,588	4,690	26,309	-	91,496
株 式	-	-	-	-	-	-	1,172	1,172
外 国 証 券	-	1,511	3,509	796	2,991	-	-	8,808
受 益 証 券	-	97	419	317	-	-	1,953	2,787

3 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

4 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

ア 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

イ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	2,500	2,504	4
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	2,500	2,504	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	500	499	0
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	500	499	0
合	計	-	-	-	3,000	3,004	4

(注) 1 満期保有目的の債券については、償却原価法適用後の帳簿価額を貸借対照表価額として計上しています。

2 時価は期末日における市場価格等によっています。

ウ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	892	364	528	976	367	609
	債券						
	国債	96,439	91,576	4,863	102,116	95,593	6,523
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	59,968	58,815	1,152	82,698	80,922	1,775
	外国証券	3,314	3,302	11	5,330	5,303	27
	その他 その他の証券	649	500	149	438	400	38
	小計	161,264	154,559	6,705	191,561	182,586	8,974
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	89	89	0	195	245	△ 50
	債券						
	国債	3,692	3,716	△ 23	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	28,268	28,509	△ 241	5,797	5,803	△ 5
	外国証券	5,268	5,500	△ 231	3,478	3,500	△ 21
	その他 その他の証券	2,696	3,124	△ 428	2,348	2,448	△ 99
	小計	40,015	40,940	△ 925	11,819	11,997	△ 177
合	計	201,280	195,499	5,780	203,381	194,584	8,797

(注) 1 その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

2 時価は期末日における市場価格等によっています。

3 当年度末における貸借対照表価額が取得原価または償却原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っており、当年度における減損処理額は、46百万円（うち株式46百万円）であります。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等（金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引）

該当する取引はありません。

経営諸指標

◎ 利益率

（単位：％）

項 目	令和元年度	平成 30 年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.23	0.01
純資産経常利益率	3.97	3.69	0.28
総資産当期純利益率	0.22	0.20	0.02
純資産当期純利益率	3.73	3.27	0.46

- （注） 1 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2 純資産経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高 × 100
 3 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4 純資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高 × 100

◎ 貯貸率・貯証率

（単位：％）

区 分		令和元年度	平成 30 年度	増	減
貯 貸 率	期 末	10.59	10.35		0.24
	期 中 平 均	10.46	10.08		0.38
貯 証 率	期 末	24.77	25.85	△	1.08
	期 中 平 均	23.04	23.33	△	0.29

- （注） 1 貯貸率（期 末）= 貸出金残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）× 100
 2 貯貸率（期中平均）= 貸出金平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）× 100
 3 貯証率（期 末）= 有価証券残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）× 100
 4 貯証率（期中平均）= 有価証券平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）× 100

自己資本の充実の状況

◎ 自己資本の状況

1 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。令和元年度においては、内部留保の増加に努めましたが、会員ＪＡからの貯金増加に伴い余裕金・貸出金等の運用も増加した結果、単体自己資本比率は14.44%（対前年比△0.56%）となりました。

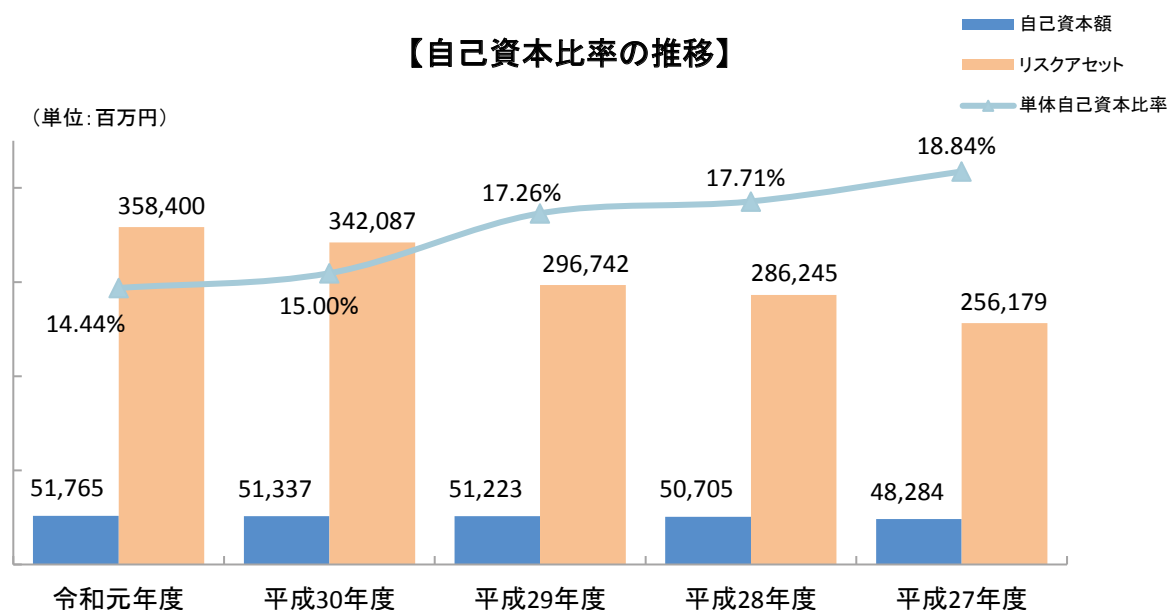
2 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しております。

項 目	内 容
発 行 主 体	福井県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	23,372 百万円

3 自己資本比率の算出

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。



4 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	平成 30 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員資本の額	50,309	49,856
うち、出資金および資本準備金の額	23,373	23,373
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	28,413	28,032
うち、外部流出予定額(△)	1,476	1,549
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,614	1,657
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	1,614	1,657
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	51,924	51,513
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	23
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	23
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	140	152
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	158	176
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	51,765	51,337

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	平成 30 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	353,450	336,865
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,256	△2,256
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,256	△2,256
うち、上記以外に該当するものの額	0	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,950	5,222
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	358,400	342,087
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	14.44%	15.00%

(注) 1 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

- 2 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

5 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			平成 30 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	915	-	-	620	-	-
我が国の中央政府 および中央銀行向け	95,511	-	-	95,811	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	16,269	-	-	16,158	-	-
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	0	0	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関および第一種金 融商品取引業者向け	566,814	113,362	4,534	555,679	111,135	4,445
法人等向け	120,679	77,027	3,081	120,446	74,632	2,985
中小企業等向け および個人向け	95	69	2	128	94	3
抵当権付住宅ローン	34	9	0	39	11	0
不動産取得等事業向け	1,547	1,467	58	1,583	1,504	60
三月以上延滞等	-	-	-	1	-	-
取立未済手形	6	1	0	266	53	2
信用保証協会等による保証付	93	9	0	108	10	0
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	822	822	32	935	935	37
（うち出資等のエクスポ ージャー）	822	822	32	935	935	37
（うち重要な出資のエク スポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	64,427	159,691	6,387	59,691	148,654	5,946
（うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段の うち対象普通出資等 およびその他外部TLAC 関連調達手段に該当 するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	14,031	35,078	1,403	9,819	24,548	981
（うち農林中央金庫の対 象資本調達手段に係る エクスポージャー）	49,425	123,564	4,942	49,426	123,567	4,942
（うち特定項目のうち調 整項目に算入されない 部分に係るエクスポ ージャー）	59	149	5	70	175	7
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議 決権を保有している他 の金融機関等に係るそ の他外部 TLAC 関連調達 手段に関するエクスポ ージャー）	-	-	-	-	-	-

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	910	898	35	375	363	14
証 券 化		-	-	-	-	-	-
	(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再 証 券 化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		3,624	3,245	129	2,848	2,087	83
	(うちルックスルー方式)	3,624	3,245	129	2,848	2,087	83
	(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	2,256	90	-	2,256	90
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		870,842	353,450	14,138	854,319	336,865	13,474
CVA リスク相当額 ÷ 8 %			-	-		-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		870,842	353,450	14,138	854,319	336,865	13,474
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	4,950	198	5,222	208		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	358,400	14,336	342,087	13,683		

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◎ 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続の概要

- ① 当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測を行い報告するため、「自己資本比率算出規程」「自己資本比率算出事務手続」を制定しております。関連諸規程では、信用リスク量を算出するためのプロセス、算出にかかる手続きを定めており、統一的な手法によるリスク量算出を行っています。

なお、算出プロセス・計量化したリスク量などは経営管理委員会および理事会ならびにリスク管理委員会へ報告しております。

- ② 当会における貸倒引当金・貸出金償却の計上は、「資産の償却・引当計上基準」「自己査定規程」等に基づき行っております。具体的には各フロント部署で資産精査・一次査定を実施し、二次査定部署で内容検証・二次査定を行い、監査担当部署において精査・検証した結果に基づき、決算担当部署が償却・引当額を算出しております。また、「有価証券減損処理基準」に基づき、時価等の著しい下落の判断および時価等の回復可能性の判定をし、減損処理の要否の決定を行っております。算出した償却・引当額や減損額はリスク管理委員会で検討したうえで、理事会へ付議し金額を確定させ経営管理委員会へ報告し決算に反映させております。

- ③ 当会では、リスクの定義とマネジメントについてより明確に位置づけるため、「リスクマネジメント基本方針」および各種リスクマネジメント要項を策定し、リスク管理の高度化に努めております。

2 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用する、エクスポージャーごとの適格格付機関の格付、またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行 金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー 法人等向けエクスポージャー(長期・短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

3 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和元年度					平成30年度				
		信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	858,401	86,691	183,054	-	-	842,655	83,125	185,758	-	1
国	外	8,816	-	8,816	-	-	8,816	-	8,816	-	-
地域別残高計		867,218	86,691	191,871	-	-	851,471	83,125	194,574	-	1
法人											
	農業	99	99	-	-	-	110	110	-	-	-
	林業	50	50	-	-	-	20	20	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	8,979	4,545	4,102	-	-	7,191	2,751	4,002	-	1
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	4,159	3,553	600	-	-	3,633	3,628	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	88,308	21,817	66,388	-	-	93,100	20,908	72,117	-	-
	運輸・通信業	2,807	1,543	1,200	-	-	2,021	1,358	600	-	-
	金融・保険業	88,960	28,800	22,158	-	-	86,247	27,495	20,240	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	11,748	9,702	1,908	-	-	12,250	10,304	1,808	-	-
	日本国政府・地方公共団体	111,780	16,269	95,511	-	-	111,970	16,158	95,804	-	-
	上記以外	548,266	-	-	-	-	533,617	-	-	-	-
個人		309	309	-	-	-	390	390	-	-	-
その他		1,748	-	-	-	-	919	-	-	-	-
業種別残高計		867,218	86,691	191,871	-	-	851,471	83,125	194,574	-	1
1年以下		577,530	10,491	18,469	-		544,397	9,250	10,748	-	
1年超3年以下		45,558	17,904	27,653	-		39,611	14,777	24,834	-	
3年超5年以下		39,774	7,633	32,141	-		53,663	9,020	44,642	-	
5年超7年以下		21,683	5,243	16,440	-		21,323	6,846	14,476	-	
7年超10年以下		47,670	14,496	33,174	-		48,000	13,033	34,966	-	
10年超		94,895	30,903	63,991	-		95,081	30,175	64,906	-	
期限の定めのないもの		40,104	18	-	-		49,394	21,709	-	-	
残存期間別残高計		867,218	86,691	191,871	-		851,471	83,125	194,574	-	
平均残高計		863,417	85,406	183,585	-		847,759	79,940	181,031	-	

（注）1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。

3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

4 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和元年度					平成 30 年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	270	208	-	270	208	239	270	-	239	270
個別貸倒引当金	450	444	4	446	444	182	450	59	122	450
合 計	720	652	4	716	652	422	720	59	362	720

② 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

（単位：百万円）

		令和元年度						平成 30 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国	内	450	444	4	446	444		182	450	59	122	450	
国	外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
合	計	450	444	4	446	444		182	450	59	122	450	
法	人												
農	業	－	－	－	－	－	－	0	－	0	0	－	－
林	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水	産	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
製	造	業	－	－	－	－	－	25	－	－	25	－	－
鉱	業	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設・不動産業		19	14	4	15	14	4	24	19	4	20	19	4
電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸・通信業		31	31	－	31	31	－	31	31	－	31	31	－
金融・保険業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売・小売・飲食・サービス業		399	398	－	399	398	－	91	399	49	42	399	49
日本国政府・地方公共団体		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個	人	－	－	－	－	－	－	9	－	5	3	－	5
合	計	450	444	4	446	444	4	182	450	59	122	450	59

(注) 一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

5 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和元年度			平成30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	113,967	113,967	-	113,840	113,840
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	102	102	-	118	118
	20%	400	566,822	567,223	-	555,947	555,947
	35%	-	25	25	-	29	29
	50%	83,419	-	83,419	88,411	1	88,412
	75%	-	93	93	-	126	126
	100%	18,726	21,646	40,373	14,834	20,348	35,183
	150%	-	-	-	-	-	-
	200%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	62,012	62,012	-	57,812	57,812
	その他	-	-	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-	-	-
合	計	102,546	764,671	867,218	103,246	748,225	851,471

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◎ 信用リスク削減手法に関する事項

1 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

- ① 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。なお、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

ア 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

イ 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ウ 貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

エ 担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度			平成 30 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	119	-	-	116	-	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	1	-	-	1	-
抵当権付住宅ローン	-	9	-	-	10	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	8	-	-	9	-	-
合 計	128	10	-	125	11	-

(注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◎ 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

1 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和元年度	平成 30 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和元年度

（単位：百万円）

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現 金 ・ 自 会 貯 金	債 券	そ の 他	
派 生 商 品 取 引	—	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

平成 30 年度

（単位：百万円）

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現 金 ・ 自 会 貯 金	債 券	そ の 他	
派 生 商 品 取 引	—	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

- （注）1 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
- 2 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

- 2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。
- 3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

◎ 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会は、証券化案件を購入する投資家としての役割のみ有しており、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補完等の提供者等）を担うことはありません。また、証券化エクスポージャーの取得・管理については、「証券化案件にかかる管理要領」において投資の体制、投資時の市場環境の確認、投資後の管理等について整備しています。

2 体制の整備およびその運用状況の概要

フロント部門（投資部署）とミドル部門（審査・モニタリング部署）を分離し、けん制機能を確保しています。ミドル部門は、証券化案件を検証・審査するとともに、投資後の外部格付けの変遷や裏付資産のパフォーマンスなど、定期的に信用リスクの変化等にかかるモニタリングを行っています。また、モニタリング結果についてはリスク管理委員会へ報告しています。

3 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

4 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

5 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引はありません。

6 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等はありません。

7 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

なお、当会がオリジネーターになるような取引は行っていないため、具体的な会計方針は定めておりません。

8 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）

9 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

10 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

11 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和元年度		平成 30 年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
オフバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

② リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

令和元年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合 計	-	-	合 計	-	-
オフバランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合 計	-	-	合 計	-	-

平成 30 年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合 計	-	-	合 計	-	-

オフバランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合 計	-	-	合 計	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

③ 自己資本比率告示第 224 条ならびに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度	平成 30 年度
クレジットカードと信	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	-	-

(注) 自己資本比率告示第 224 条ならびに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト 1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つ I/O ストリップスによりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

④ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

◎ オペレーショナル・リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

① オペレーショナル・リスクの総合的な管理

各種オペレーショナル・リスクの定義とマネジメントについては「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」に規定し、粗利益を基にしたリスク量の測定結果や、各部署で作成する「オペレーショナル・リスクチェックリスト」の点検結果をリスク管理委員会で報告しております。また、以下の各リスクについては各種マニュアル等を制定し対応しております。

② 事務リスク管理

役職員による不祥事または当会の信用を著しく損なうような行動等が発生しないよう、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス管理を実施し、不祥事防止のための取り組みを行っております。具体的には「オペレーショナル・リスクチェックリスト」「職員行動チェックリスト」を各部署においてそれぞれ年2回点検しリスク管理統括部署へ報告するとともに、内部勉強会の実施によりスキルアップ等を行っております。

③ システムリスク管理

当会の業務遂行上必要不可欠なシステム・外部インフラ等が障害・誤作動を起こすことにより発生する各種リスク（システムリスク・風評リスク・信用リスク等）については、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「危機管理・事業継続計画」等を策定し対応しております。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

◎ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

1 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理手続き等については、前述「信用リスクに関する事項」に記載されている内容に準じ対応しております。具体的には外部出資先の経営状況等、ならびに時価評価による含み損益に基づく自己査定を実施しております。

① 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価 (単位：百万円)

	令和元年度		平成 30 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	981	981	1,172	1,172
非上場	37,776	37,776	37,776	37,776
合 計	38,757	38,757	38,948	38,948

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和元年度			平成 30 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
2	44	46	88	-	-

③ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		平成 30 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
528	0	609	50

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

◎ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	平成 30 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	3,624	2,848
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	-	-

◎ 金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

① リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備に努めています。

② リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の分析などを行いリスク量の増減に留意しています。

③ 金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日とし、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

2 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

① 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.79年です。

② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI Iに重大な影響をおよぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、超長期債の減少等によるものです。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

3 △EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

① 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

② 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)

特段ありません。

[金利リスクに関する事項]

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,160	18,876	583	
2	下方パラレルシフト	—	—	0	
3	スティープ化	13,316	14,644		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	966	1,160		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	17,160	18,876	583	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	51,765		51,337	

[用語説明]

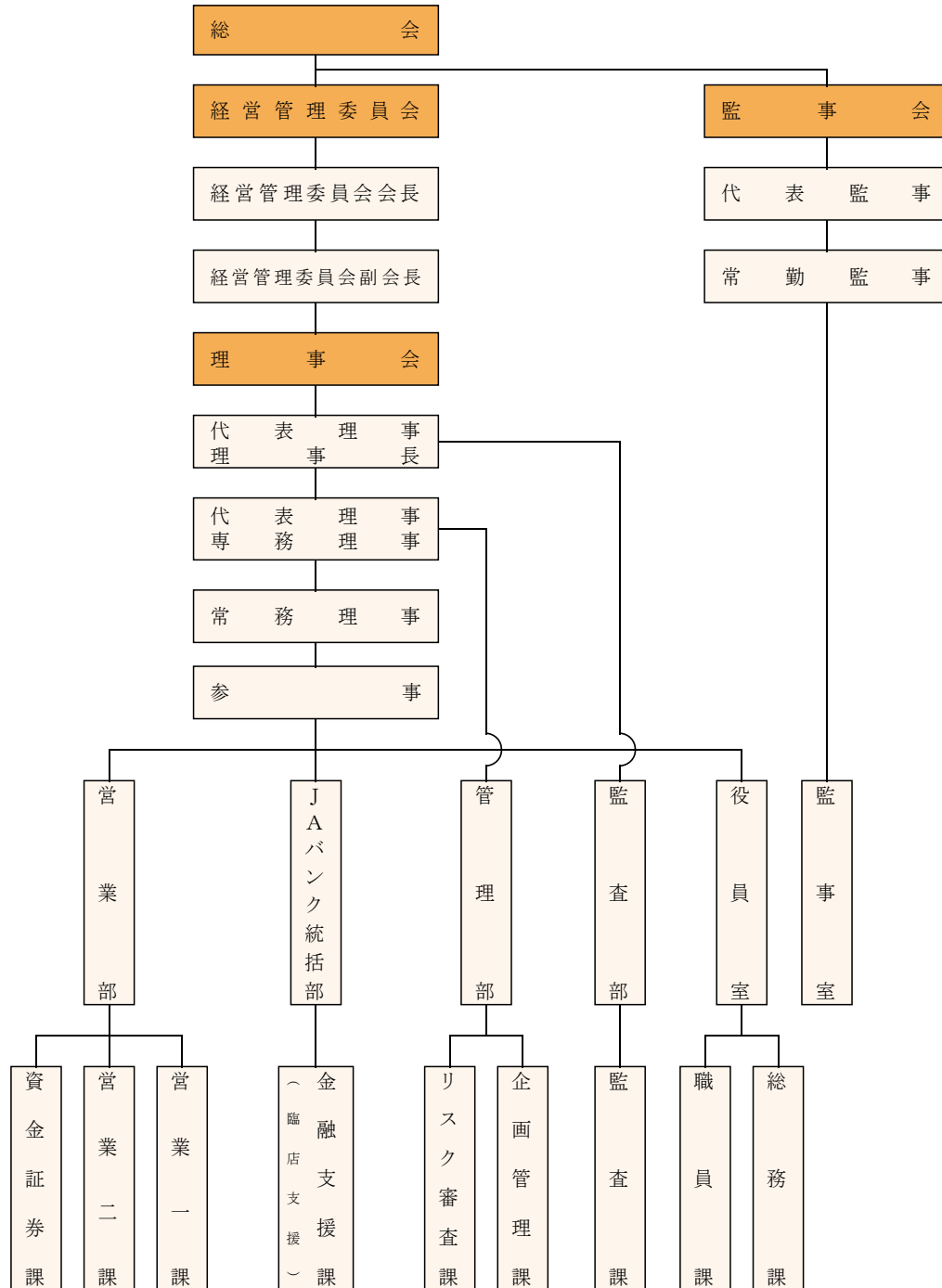
- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

当会の概要

組織について

【機構図】

令和2年7月1日現在



【職員数】

区分	令和2年3月末	平成31年3月末
男子職員	45	47
女子職員	21	26
嘱託・常傭人	-	2
合計	66	75

【会員数】

区分	令和2年3月末	平成31年3月末
正会員	14	14
准会員	3	3
合計	17	17

役員一覧

(令和2年7月1日現在)

経営管理委員会会長		経営管理委員			
田 波 俊 明		寺 井 敏 高	富 田 隆		
経営管理委員会副会長		富 田 勇 一	田 川 幹 雄		
宮 田 幸 一		林 信 一	小 川 喜 久 子		
		牧 野 正 男	松 田 鮎 美		
代表理事理事長		代表理事専務理事		常務理事	
五十川 克 美		上 杉 英 樹		片 口 忠 弘	
代表監事		常勤監事		監 事	
河 合 利 満		鈴 木 博 巳		田 中 信 彦 ※	

※田中 信彦は農協法第30条14項に規定される員外監事です。

役職員の報酬体系

【 役 員 】

1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

(単位：百万円)

	支 給 総 額
対象役員に対する報酬等	50

(注)対象役員は、経営管理委員12名、理事4名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

3 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：農協関係団体の関係者および学識経験者から選出された委員5人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退任功労金

役員退任功労金は、役員退任功労金規程に基づき、在任年度ごとに役員報酬月額（年総報酬の月割り平均額）、当該年度在任月数および係数を乗じて算定し、総会で役員（会長、副会長、理事・経営管理委員および監事）毎に支給する額の承認を受け積み立てしております。

なお、積み立てに際し、公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

【職 員 等】

1 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等^(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額^(注2)以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者^(注3)をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注)

- 1 「対象職員等」には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 2 「同等額」は、令和元年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- 3 「当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者」は、管理部門に携わるものを対象としています。

【そ の 他】

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

店舗等のご案内

令和2年7月1日現在

【店 舗】

店 舗 名	本 所
所 在 地	福井市大手3丁目2番18号 福井県農業会館
代表電話番号	0776-27-8230



【県内の自動化機器の設置台数】

区 分	機 種	台 数
JAが設置している自動化機器	C D	2
	A T M	100
当会が設置している自動化機器	C D	2
	A T M	2

(注) C D (現金自動支払機)、A T M (現金自動預払機)

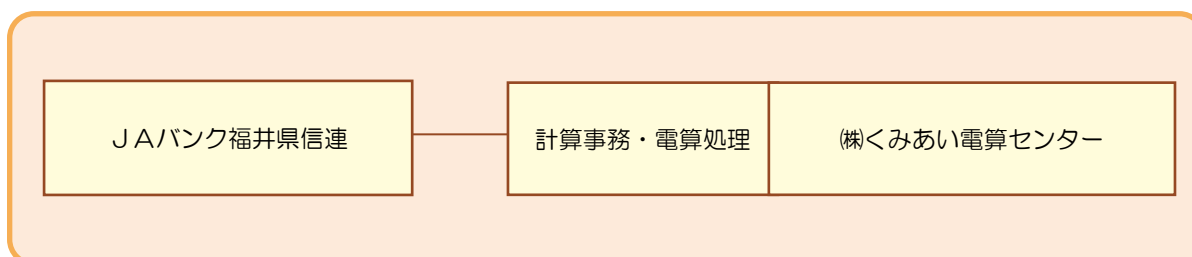
【当会が設置している自動化機器の設置場所】

設置場所	機 種	土曜稼動	日曜祝日稼動
農業会館正面	A T M	—	—
農業会館(店外)	A T M	○	○
福井県立病院	C D	○	—
J R 福 井 駅	C D	○	○

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

当会と関係法人の事業系統



関連会社の概況等

【基本情報】

会 社 名	所 在 地	主要な事業内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当 会 の 議 決 権 比 率
株式会社 くみあい電算センター	福井市高木中央 2丁目4201番地	情報処理サービス	昭和49年4月3日	25百万円	39.68%

【主な財務内容】

(単位：百万円)

売 上 高	経 常 利 益	当 期 純 利 益	総 資 産	純 資 産
862	5	5	1,050	901

【事業概況】

県域JAに必要とされる新しい機能の開発や既存システムの改修について、関係機関と連携を取りながらシステムの構築・修正作業等を行い、同社のIT技術を活用してJAの事業運営に貢献出来るよう取り組んでまいりました。

全国システムにつきましては、10月に貸出金自動審査の新システムが本番稼働し、11月には第四次全国印鑑システムが本番稼働いたしました。

県域システムにつきましては、新年号変更や消費税率変更に伴うシステム対応、また、JA福井県発足や店舗統廃合に伴う、端末等の移設・廃止、日計・購買・共済および各分散システムの県域システム対応を実施しました。

JA情報化支援につきましては、インターネット分離と各種システム導入等の対応を実施しました。また、引き続き社内の情報セキュリティ体制の維持を行うとともに、県下JAグループの情報システムの一層の安定稼働に努めました。

【 昭 和 】

- 23. 8 福井県信用農業協同組合連合会創立
- 24. 9 農林中央金庫業務代理開始
- 29. 4 農林漁業金融公庫業務受託開始
- 35. 10 当会貯金 100 億円達成
- 38. 4 住宅金融公庫業務受託開始
- 41. 7 内国為替業務取扱い開始
- 42. 12 福井電子計算センター（共同出資による株式会社）設立
- 46. 7 貯金保険機構発足
- 49. 4 (株)くみあい電算センター発足
- 50. 3 事務センター完成、オンラインシステム開始
7 国庫金取扱い開始
- 51. 11 当会貯金 1,000 億円達成
- 53. 12 福井県農協手形交換制度発足、メール業務開始
- 54. 2 全銀データ通信システム加盟
4 福井県農協系統為替オンライン開始
- 55. 6 福井県下農協間オンラインネットサービス開始
10 C D ・ A T M 稼働
- 57. 4 新農業会館竣工
- 58. 4 協同カード取扱い開始
- 61. 4 系統メール開始
9 組織機構改革により出張所廃止
- 63. 4 オンライン日計会計システム稼働

【 平 成 】

- 2. 7 都市銀行、地方銀行等との業態間オンライン現金自動支払機提携開始(MICS)(翌年2月には第2地銀との提携開始)
- 3. 9 当会貯金 5,000 億円達成
- 4. 1 農業協同組合のマーク、愛称に「JA」の使用開始
- 6. 10 国債窓口販売業務取扱い開始
- 8. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
坂井地区5JA「JA花咲ふくい」
南条地区4JA「JA越前たけふ」
3 若狭地区5JA「JAわかさ」
4 高志地区2JA「JA福井市」

- 10. 4 日銀歳入金受入事務開始
7 福井県JAバンク推進大会開催
(JAバンクのロゴ使用開始)
- 11. 4 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
奥越地区4JA「JAテラル越前」
7 系統投資信託窓口販売業務開始
- 12. 5 郵便貯金とのC D ・ A T M相互接続開始
- 13. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
丹生地区6JA「JA越前丹生」
10 日銀歳入復代理店業務開始
12 JAネットバンク(インターネットバンキング)開始
- 14. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
今立地区2JA「JAたんなん」
- 15. 3 J A S T E Mシステムへ移行
- 16. 1 マルチペイメントネットワークによる収納サービス開始
- 17. 3 決済用貯金取扱い開始
- 18. 4 ファームバンキング開始
- 19. 5 生体認証サービス開始
- 21. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
高志地区2JA「JA福井市」
- 23. 1 J A S T E M次期システムへ移行
- 24. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
二州地区3JA「JA敦賀美方」
- 28. 4 組合員トータルサポートセンター設立
- 30. 12 アグリネット福井設立
- 31. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
丹南地区2JA「JAたんなん」

【 令 和 】

- 2. 4 会員JAの合併実現・JA福井県発足
県内10JA「JA福井県」

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）	ページ
1 概況および組織に関する事項	
（１）業務の運営の組織	70
（２）理事、経営管理委員および監事の氏名、役職名	71
（３）事務所の名称および所在地	72
（４）特定信用事業代理業者に関する事項	73
2 主要な業務の内容	26～30
3 主要な業務に関する事項	
（１）直近の事業年度における事業の概況	15～20
（２）直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	42
ア 経常収益	
イ 経常利益または経常損失	
ウ 当期剰余金または当期損失金	
エ 出資金および出資口数	
オ 純資産額	
カ 総資産額	
キ 貯金等残高	
ク 貸出金残高	
ケ 有価証券残高	
コ 単体自己資本比率	
サ 剰余金の配当の金額	
シ 職員数	
（３）直近の 2 事業年度における事業の状況	
ア 主要な業務の状況を示す指標	42～43
イ 貯金に関する指標	44
ウ 貸出金等に関する指標	44～48
エ 有価証券に関する指標	49～51
4 業務の運営に関する事項	
（１）リスク管理の体制	10～11
（２）法令遵守の体制	3
（３）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	21～25
（４）苦情処理措置および紛争解決措置の内容	4
5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
（１）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	31～40
（２）貸出金にかかる額およびその合計額	47
ア 破綻先債権に該当する貸出金	
イ 延滞債権に該当する貸出金	
ウ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
エ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
（３）自己資本の充実の状況	52～69
（４）取得価額または契約価額、時価および評価損益	49～51
ア 有価証券	
イ 金銭の信託	
ウ デリバティブ取引	
エ 金融等デリバティブ取引	
オ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（５）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	48
（６）貸出金償却の額	48
（７）会計監査人の監査を受けている旨	41
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）	
役員等の報酬体系	71～72



福井県信用農業協同組合連合会

発行 令和2年7月

編集 福井県信用農業協同組合連合会
管理部 企画管理課

〒910-8666 福井市大手3丁目2番18号
TEL (0776)27-8230
<http://www.ja-bank-fukui.or.jp/tokai/>